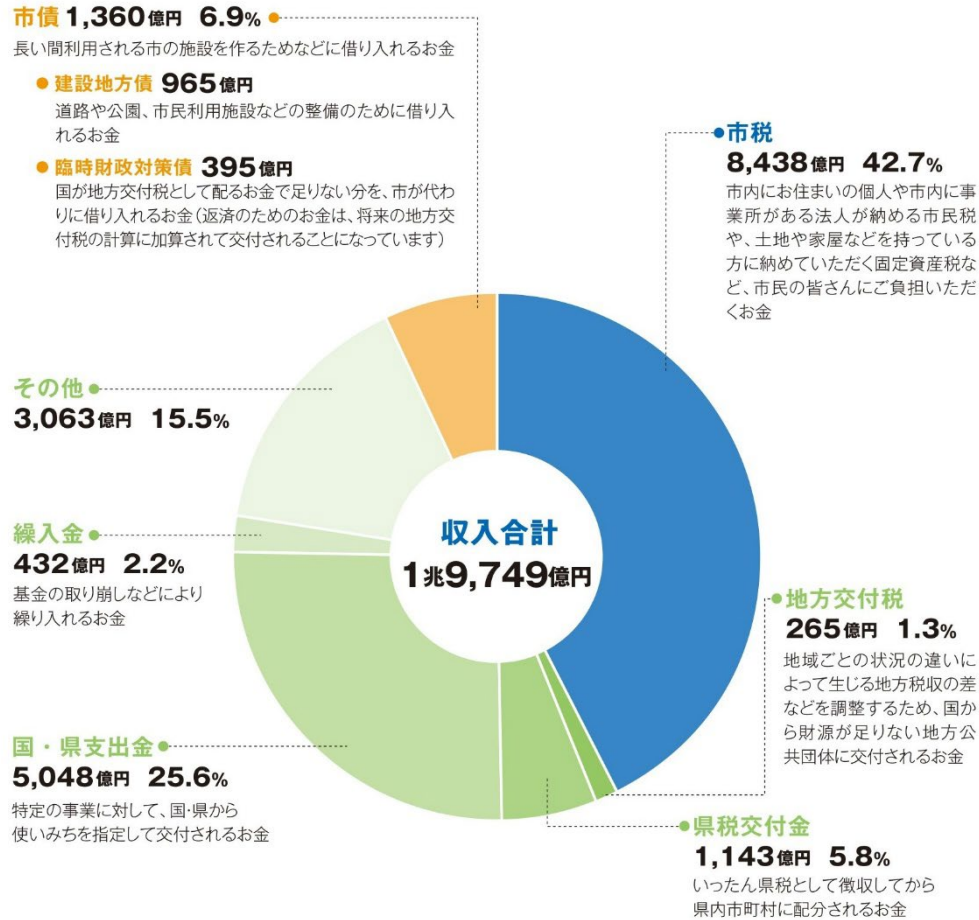


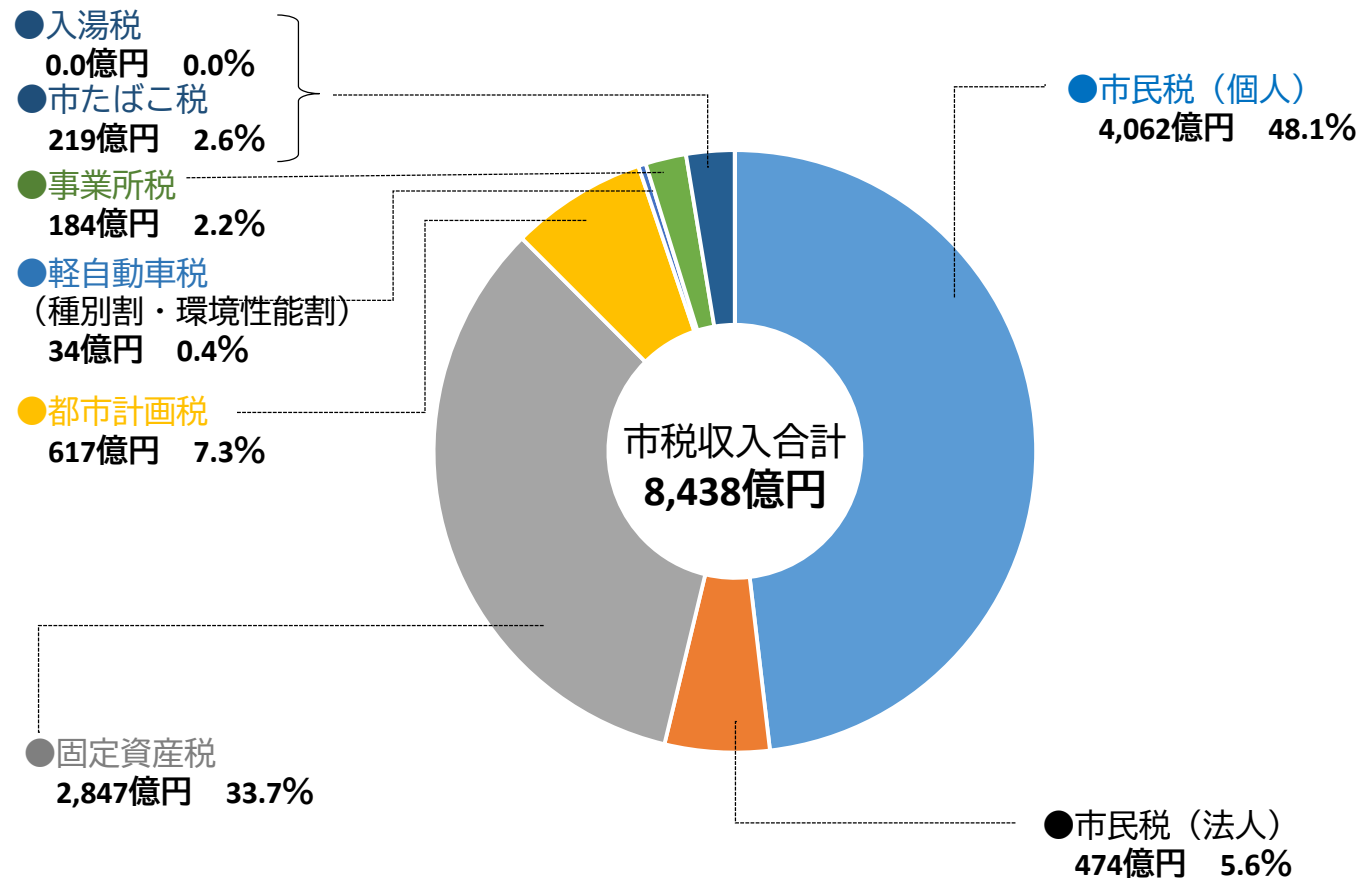
# 個人住民税の概要

# 横浜市の収入等の状況(令和4年度当初予算(一般会計))

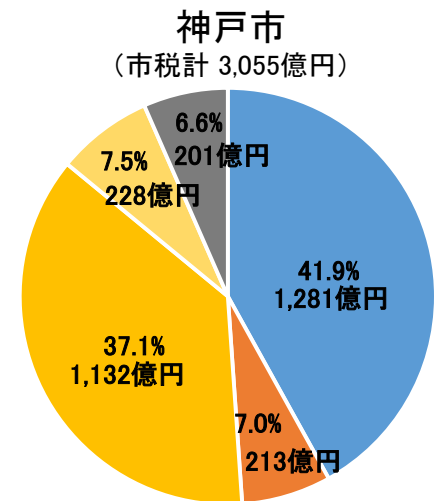
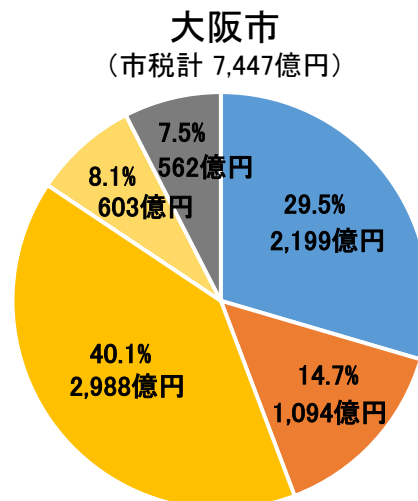
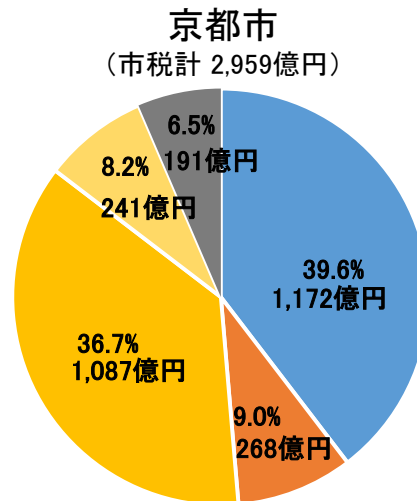
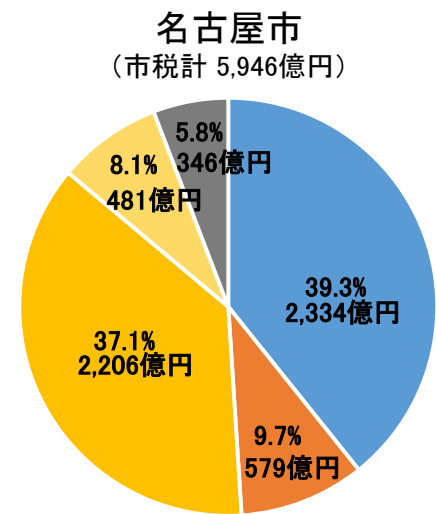
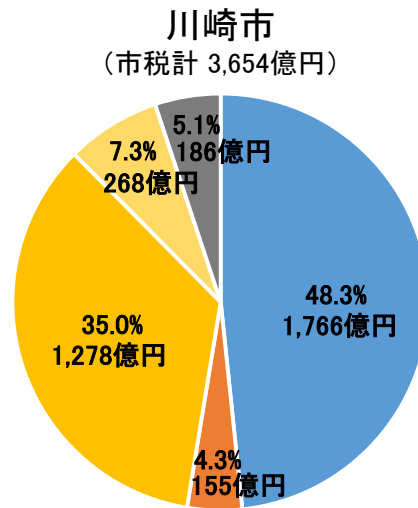
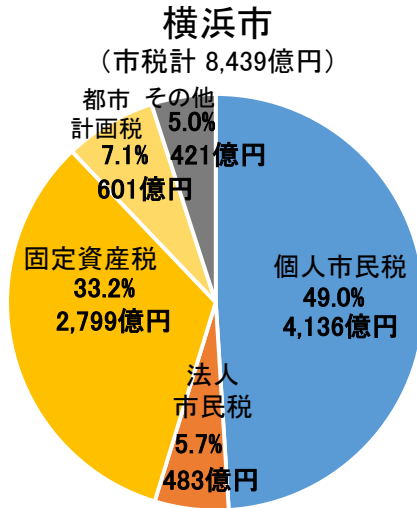


出典：令和4年度横浜市予算 ひと目でわかる横浜の財政

# 横浜市の市税収入の状況(令和4年度当初予算(一般会計))



# 各政令市における市税収入の状況(令和2年度決算)



■ 個人市民税 ■ 法人市民税 ■ 固定資産税 ■ 都市計画税 ■ その他

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# 個人住民税制度の概要(1) 全体像

## 個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)  
→5、10、13%の3段階から、10%(市町村:6%、都道府県4%)の比例税率へ移行

### 個人住民税

**均等割** 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

	税収	納税義務者数
個人住民税	約3,500億円	約6,400万人

※東日本大震災を教訓として、各地方団体が実施する防災施策に係る財源を確保するため、平成26年度から令和5年度分の標準税率が引き上げられている。

**所得割** 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

	税収	納税義務者数
個人住民税	約12兆5,200億円	約5,900万人
(参考)所得税	約19兆1,700億円	約5,500万人

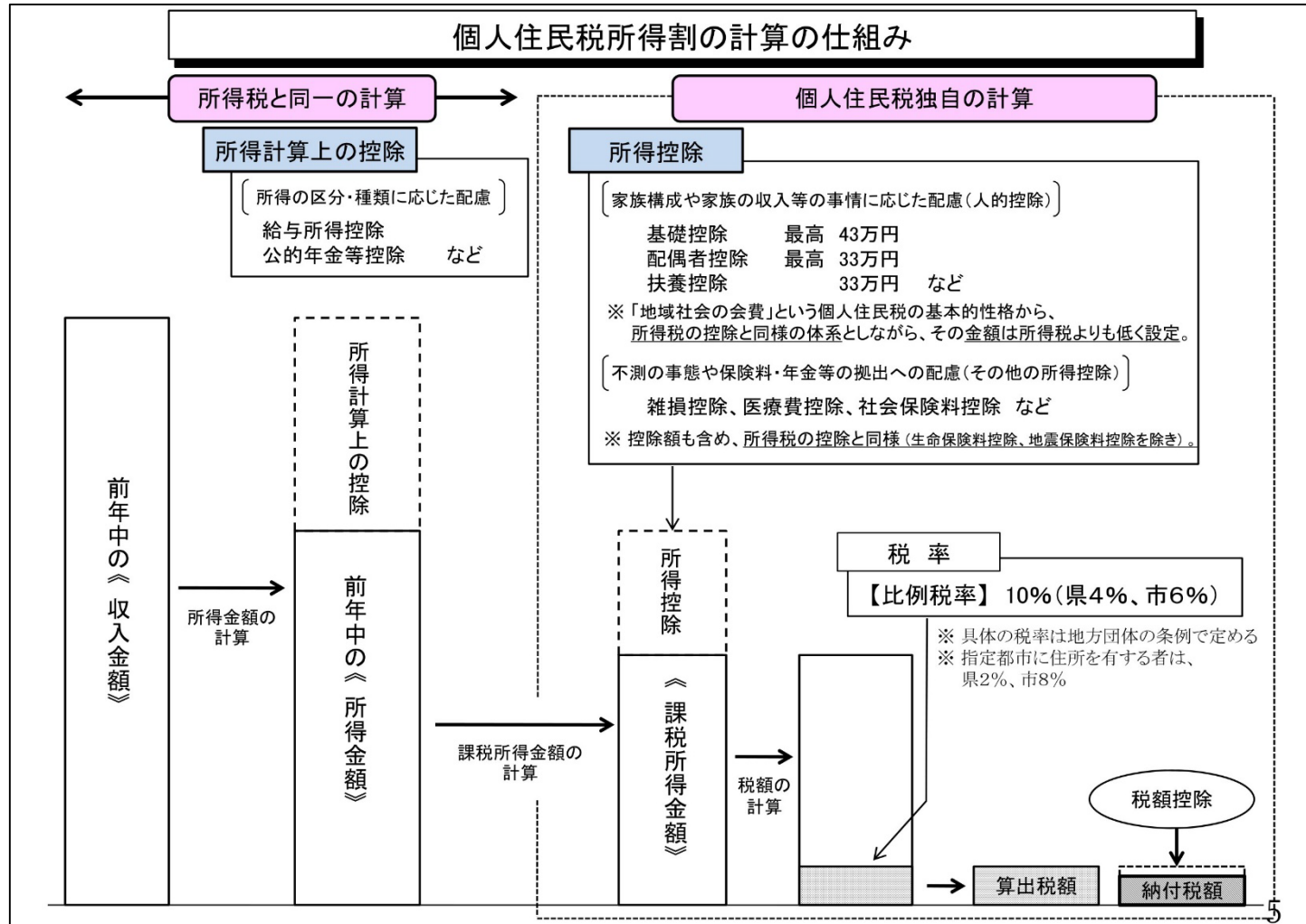
※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

**利子割** **配当割** **株式等譲渡所得割** 税率5% 税収 約3,000億円

- (注) 1. 税収は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに令和元年度決算による。  
2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調」による。  
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

出典：総務省「令和3年度第1回個人住民税検討会(令和3年8月2日開催)」資料

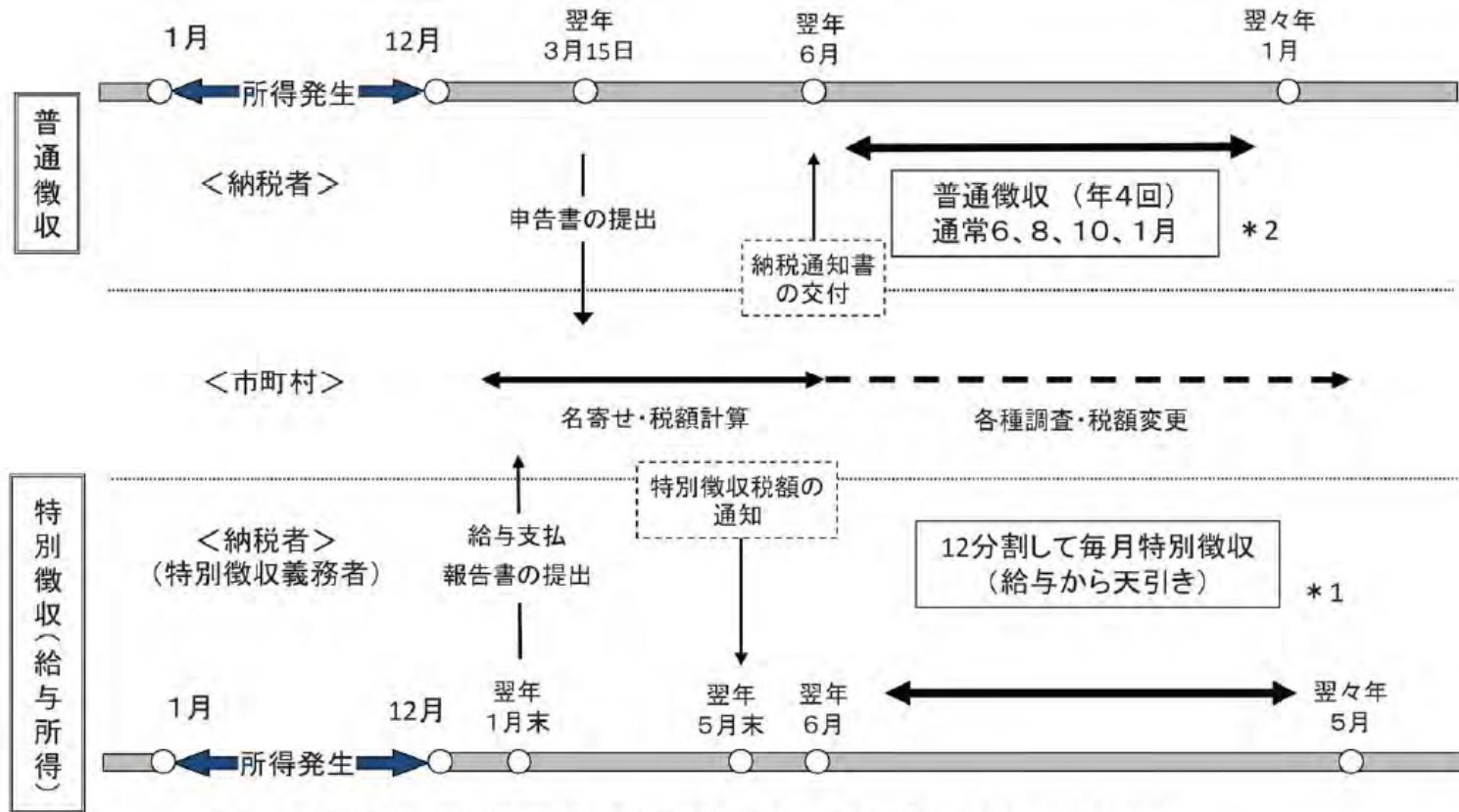
# 個人住民税制度の概要(2) 税額計算



出典：総務省「令和3年度第1回個人住民税検討会（令和3年8月2日開催）」資料

# 個人住民税制度の概要(3) 徴収方法①

個人住民税では、給与所得、事業所得等主要な所得については、翌年度に課税・徴収している。

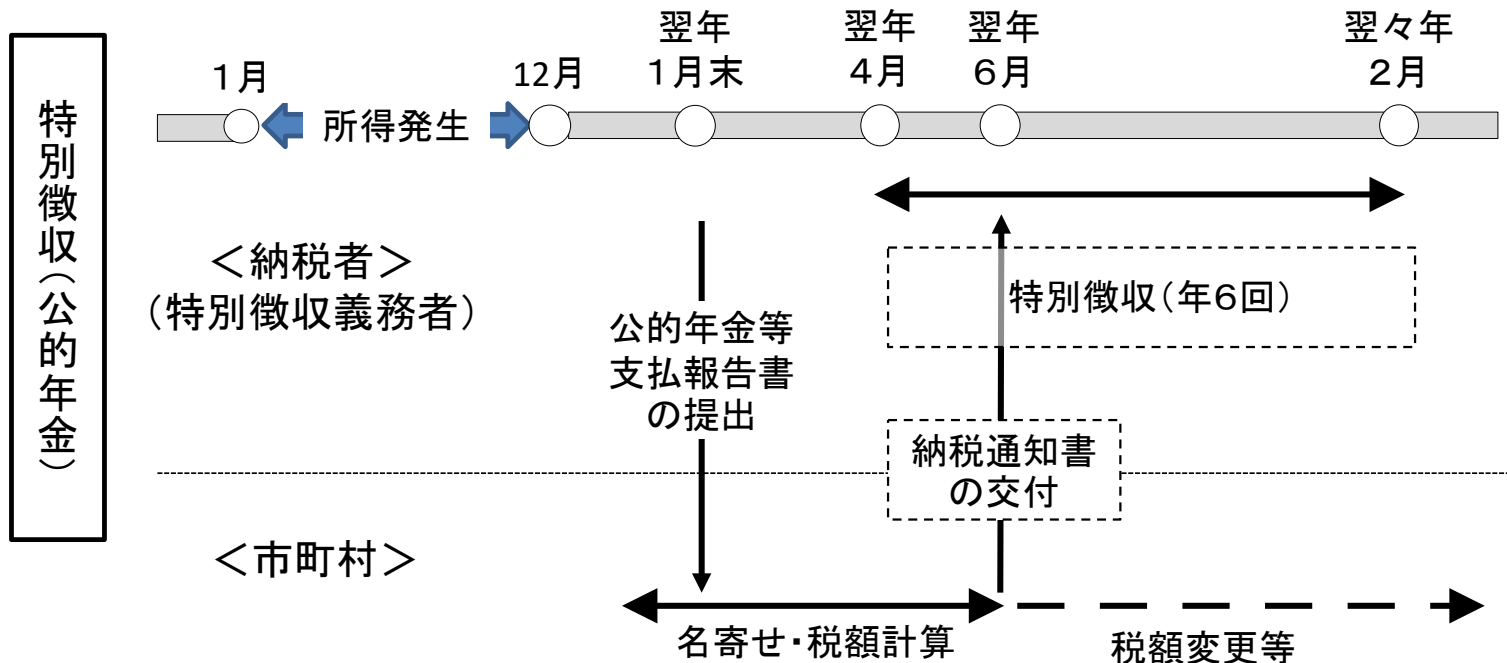


\*1 市町村から納税額を特別徴収義務者(企業等)に通知した上で、給与からの天引きにより徴収。

\*2 納税者が市町村からの納税通知書を受け、自ら納付手続を行う。

(注) 退職所得など、上記と異なる方式で課税・徴収される個人住民税がある。

# 個人住民税制度の概要(3) 徴収方法②



特別徴収					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
$(前年度分の年税額※ \times 1/2) \times 1/3$			$(年税額※ - 仮徴収額) \times 1/3$		

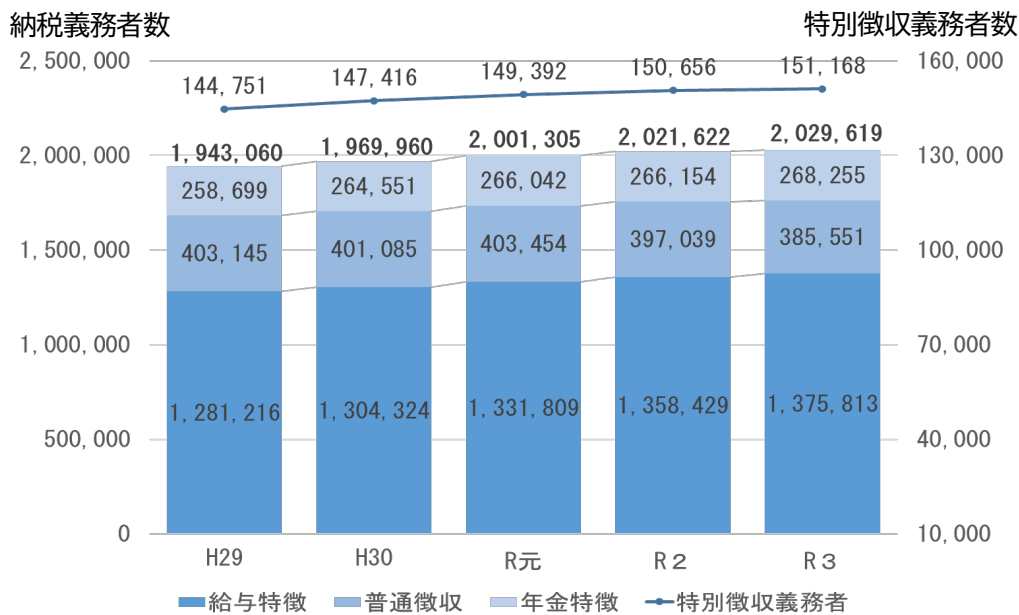
※公的年金等に係る税額



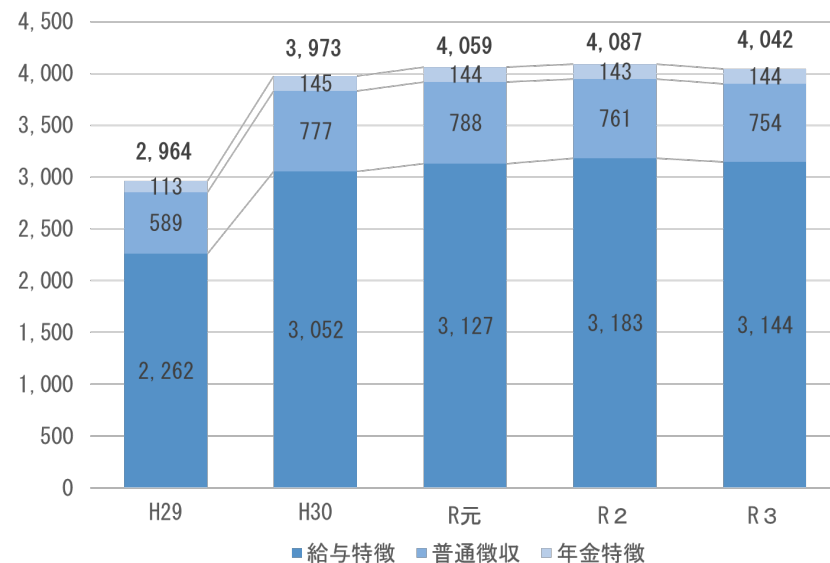
# 横浜市における個人市民税の納税義務者数等の状況

○ 横浜市における特別徴収義務者数は年々増加傾向。

納税義務者数・特別徴収義務者数



個人市民税額（億円）



出典：横浜市 各年度 課税状況調・賦課額調から作成

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



# 令和3年度個人住民税検討会における検討内容

## ●総務省自治税務局市町村税課「令和3年度 個人住民税検討会報告書」（令和4年3月）（抄）

### 第1 個人住民税のあり方について

#### 1 検討の背景

地方税制については、平成の30年間を通して、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて一連の抜本的税制改革を行ってきたところであり、その中で、個人住民税についても、平成19年度の3兆円の税源移譲・10%比例税率化にみられるような抜本的な改革が行われてきたところである。個人所得課税については、近年も、経済社会の構造変化を踏まえ、働き方やライフコースの多様化等への対応として、平成29年度改正における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、平成30年度改正における給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への10万円振り替え、令和2年度改正における未婚のひとり親に対する税制上の措置等が行われてきており、現在も、政府税制調査会において、引き続き、これらの観点から議論がなされることとされている。

このように、平成の30年間を通じた諸改正や近年における個人所得課税の議論を踏まえ、個人住民税の今後の目指すべき中長期的なあるべき姿や大きな方向性を改めて議論する必要があるところである。

（略）

#### 2 均等割

##### (1) 概要

##### (2) 本検討会における議論

（均等割の引き上げ）

（森林環境税）

（家屋敷課税）

#### 3 金融所得課税

##### (1) 概要

(2) 金融所得課税に係る過去の改正経緯

##### (3) 本検討会における議論

（金融所得課税の一元化）

（金融所得課税の税負担の公平性）

（金融所得課税の税率）

（国と地方の税収配分）

（課税方法、納税地）

#### 4 ふるさと納税制度

##### (1) ふるさと納税制度

##### (2) 二地域居住に係る課税のあり方

#### 5 県費負担教職員制度の見直しに係る税源移譲

##### (1) 概要

##### (2) 本検討会における議論

（納税義務者への周知）

（指定都市の税収）

（指定都市の事務上の課題）

#### 6 その他

（世帯課税）

（非課税限度額）

（租税教育、周知広報）

（地方税手続の電子化）

（働き方やライフコースの多様化等）

（その他）

### 第2 個人住民税の現年課税化

（以下、略）

# 個人住民税の現年課税化について

- 特別徴収義務者の事務負担をどう考えるか  
〔 個人住民税の年末調整、1月1日時点の住所の把握等 〕
- 切替年度における2か年度分の課税への対応をどうすべきか
- 社会全体のデジタル化、マイナンバーカードの普及状況を踏まえた検討

# 国における現年課税化に関する これまでの主な議論

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(1)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

## 個人住民税の現年課税化の議論の背景

### 所得税と個人住民税の仕組み

所得税： 収入発生に並行して、当該年の所得確定時よりも前倒しで、当該収入から差し引いて徴収し(源泉徴収・予定納税)、所得確定後、当該所得に応じた税負担となるよう調整(年末調整・確定申告)する仕組み。

個人住民税： 前年所得に基づき、課税する市区町村において当該所得にかかる税額を算出・決定し、賦課・徴収する仕組み。

※ 本検討会においては、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとしている。

### ① 個人住民税が前年の所得に課税する仕組みとなっている理由

- 所得税のように、納税者が、自らその税額を計算し、納付する申告納付制度の方が、所得の現況にも適合したより適切な仕組みである。
- しかしながら、所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じる。
- 所得税において確定した前年の所得を用いることで、個人住民税の税額計算のために、原則として、個人住民税独自の申告等を納税者に求める必要はなくなり、簡素な徴収の仕組みとすることが可能となる。

(「平成18年度個人住民税検討会報告書」より抜粋)

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(2)

## ●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

### ② 現年課税化による効果に関する指摘

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。  
(「平成18年度個人住民税検討会報告書」より抜粋)

### ③ 近年における状況の変化

- 働き方の多様化(※1)により、前年から収入が大きく減少する納税者が今後さらに増える可能性がある。
- 外国人労働者が増加(※2)しており、出国により賦課徴収が困難となるケースが今後さらに増える可能性がある。
- ICTの進展やマイナンバーの活用等に伴い、現年課税化による納税者、企業、市町村における負担が軽減されることも想定される。

※1 非正規割合の推移(出典:「労働力調査特別調査」総務省(～2001年)、「労働力調査(詳細集計)」総務省(2002年～))

1984: 15.3% → 1994: 20.3% → 2004: 31.4% → 2009: 33.7% → 2014: 37.4% → 2019: 38.3%

※2 外国人労働者の増加(出典:「外国人雇用状況」厚生労働省)

2009: 56.3万人 → 2014: 78.8万人 → 2019: 165.9万人

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(3)

## ●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

### (参考) 個人住民税の現年課税化に関する政府税調等における議論

#### ○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

#### ○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

#### ○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。



# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(4)

## ●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

### 税制抜本改革法(抄)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

(平成24年8月22日法律第68号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

#### 第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格(2)において「地域社会の会費的性格」という。)を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、

平成十九年度に所得割の税率を比例税率(一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。)とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(5)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

## 個人住民税検討会におけるこれまでの検討

- 平成18年度
  - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
  - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
  - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
  - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
  - ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
  - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
  - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
  - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
  - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
  - ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度
  - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度
  - ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度
  - ・ 市町村精算方式(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(6)

## ●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

### 個人住民税検討会におけるこれまでの検討(地方税の電子化、マイナンバーの活用に関する主な議論)

	報告書のポイント
平成27年度	<p>「マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マイナンバー利用開始後においても、以下のような課題が考えられる。</li> <li>ア 1月1日現在の住所地把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間のパート、アルバイトはマイナンバーの提出をためらうことも考えられ、その取得をすることも相当の事務負担になる。</li> <li>・ マイナンバーを取得しても企業の側において1月1日時点の住所地把握はできず、事務負担の軽減とはならない。</li> </ul> </li> <li>イ 源泉徴収する住民税額の算定・徴収           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手作業、システム導入のどちらにおいてもマイナンバーを記載するための事務負担は増加する。</li> </ul> </li> <li>ウ 年末調整           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に、市区町村ごとに年末調整に必要な書類のマイナンバー記入箇所が異なる場合、企業側はマイナンバー記入の負担がさらに増大することとなる。</li> <li>・ 給与以外の所得については、企業側は、それらの所得を把握する立場にない上、マイナンバーを利用することもできないため把握することができない。</li> </ul> </li> <li>○ 今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。</li> </ul>
平成29年度	<p>「現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき(※)、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。</li> <li>※ システムにおいて税額を自動で計算するためには、全地方団体の税率等の情報を統一的に管理し、公表する仕組みが必要。</li> <li>○ 現状においては、給与計算ソフト等を利用せずに、Excelなどの表計算ソフトや紙で計算している企業が中小零細企業を中心に一定程度ある。これらの特別徴収義務者においては、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の事項を反映して年税額を計算することについては、事務負担の増加が見込まれ、対応が困難な場合があると考えられる。特に規模の小さい企業においては、経営者の高齢化によるITリテラシーの問題から今後も課題となると考えられる。</li> <li>○ 一方で、近年、システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。また、スマートフォンの所有率は年々拡大しており、高齢者層の所有率も高まってきている。今後、クラウド型の安価な給与計算ソフトの普及やスマートフォンの保有率の拡大を背景として、中小零細企業においても、給与計算のシステム化が進んでいく可能性があることから、現年課税化の検討に当たって、企業のIT化の状況について引き続き注視していく必要がある。</li> </ul>

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(7)

## ●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

### 個人住民税検討会におけるこれまでの検討(地方税の電子化、マイナンバーの活用に関する主な議論)

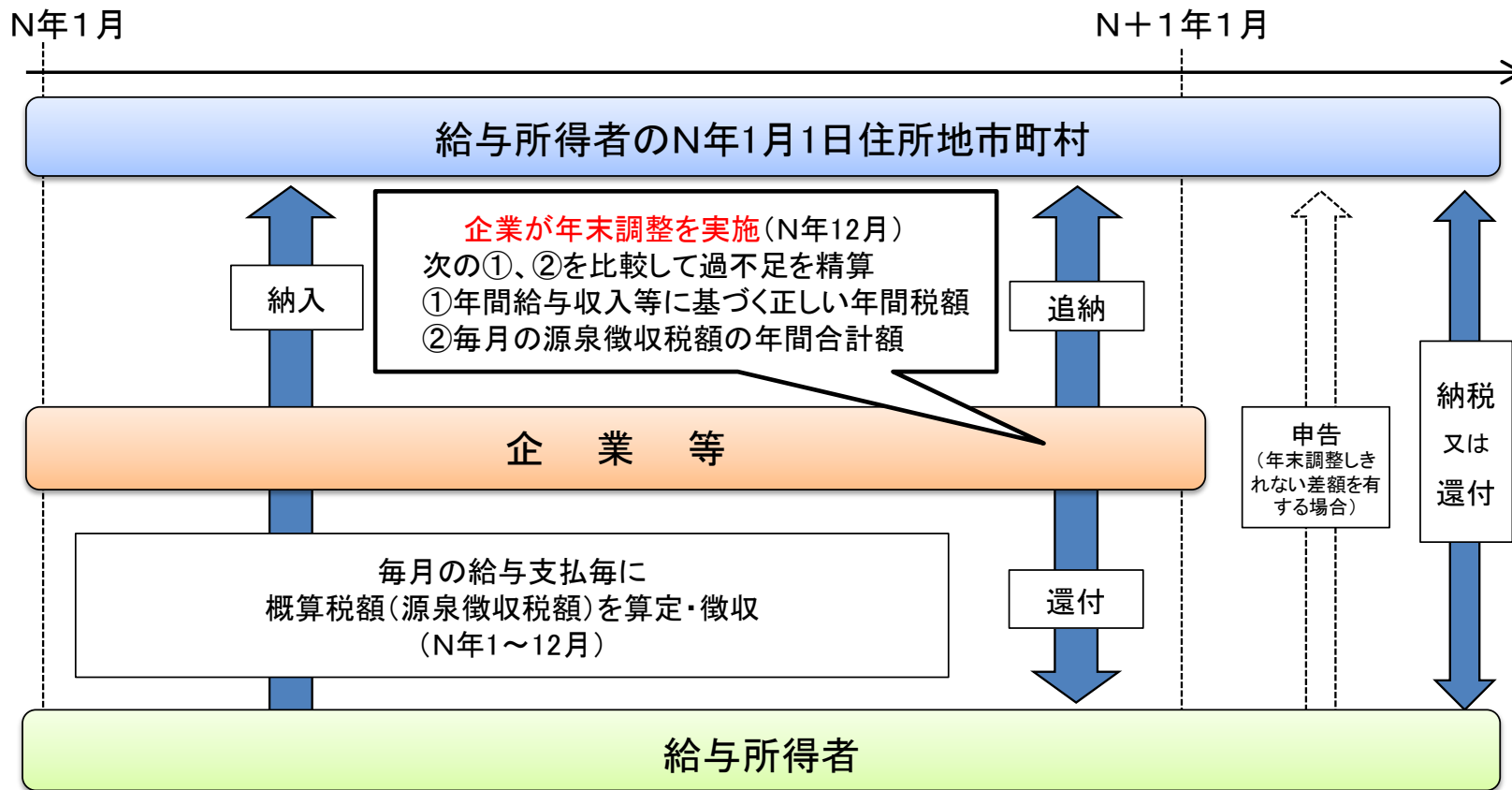
	報告書のポイント
平成30年度	<p>「マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況」</p> <p>&lt;マイナンバーカードの利活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地について、従業員に対し、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり(転居があった場合でも、マイナンバーカードの追記欄により確認可能)、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。</li></ul> <p>&lt;マイナポータルの利活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 例えば、納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地が自動転記された扶養控除等申告書をダウンロードして、あるいはマイナポータルと連携した民間送達サービスを利用して特別徴収義務者に提出するといったことも考えられる。これにより、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようにとなると考えられる。</li><li>○ 更に、政府においては、企業の負担軽減、行政事務の効率化を図るため、従業員情報の新しい提供方法に関する構想が検討されている。例えば、現在は企業から各行政機関に対し添付書類、調書等が紙で提出されているが、その提出に代えて企業がクラウド上に情報をアップロードし、その情報を行政機関側がデータ照会するという仕組みである。これにより、企業は、各種書類の提出が不要となり、行政機関側からの照会への対応も効率化されるというメリットが期待される。</li><li>○ こうした仕組みを活用し、現年課税化において課題となる企業における源泉徴収及び年末調整における税額計算についても、企業側と市町村側で必要な情報をシステム上共有することで効率化が考えられるのではないかとの意見があった。</li></ul>

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(8)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

## 所得税方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。

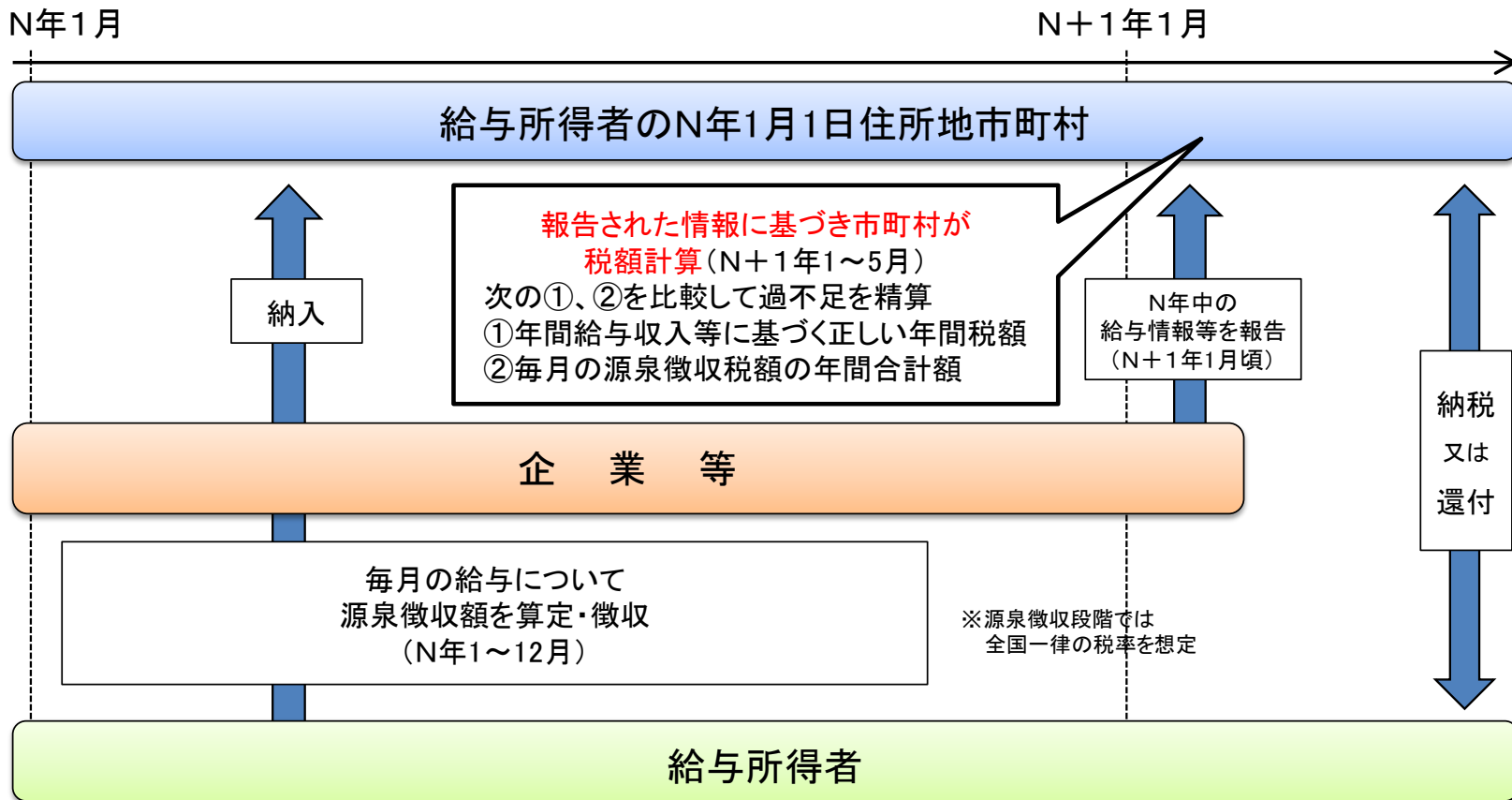


# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(9)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

## 市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。



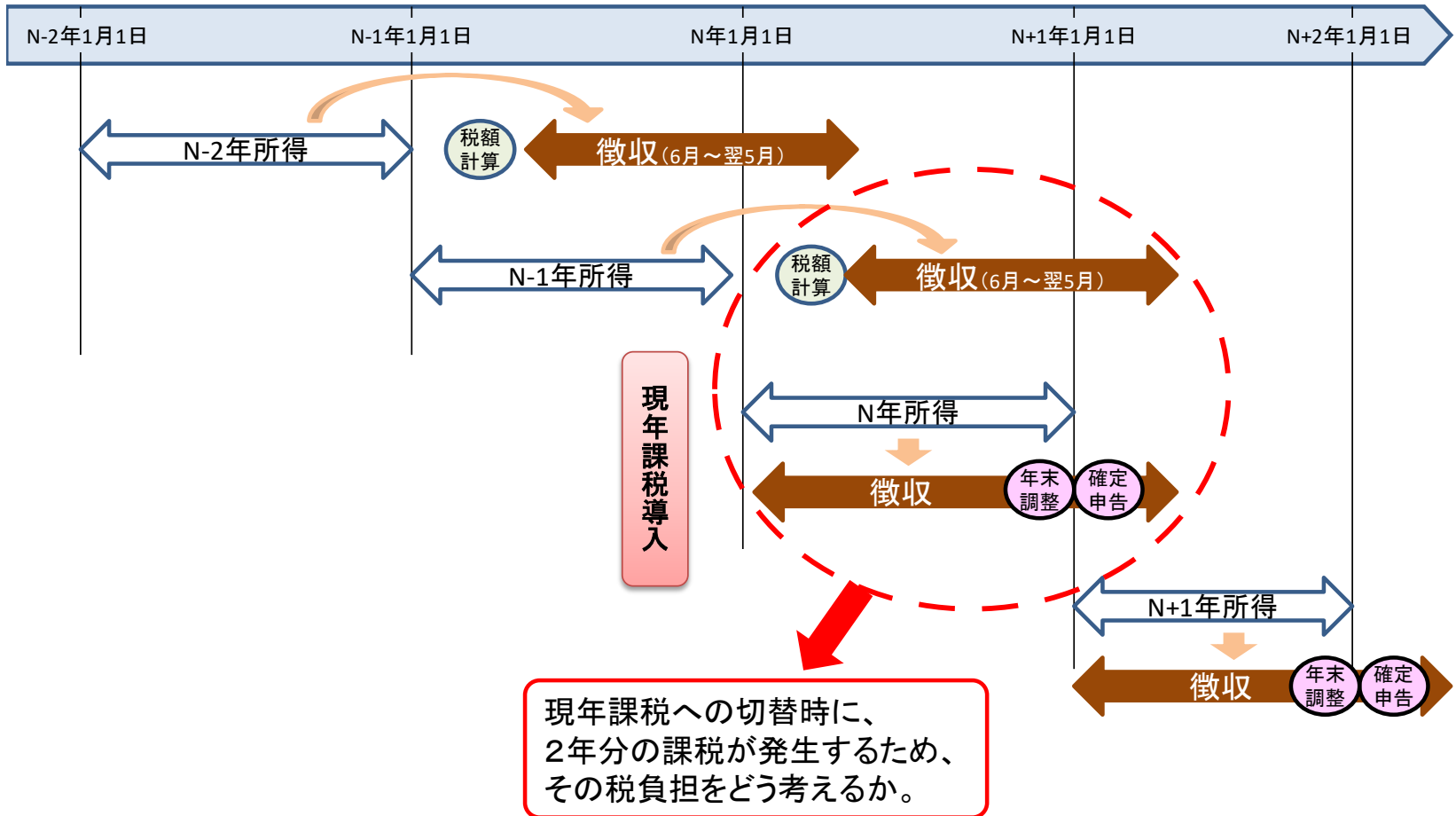
# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(10)

●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

## 切替年度の税負担のあり方 (イメージ)

### N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(11)

## ●総務省「令和2年度第2回 個人住民税検討会 資料4」(抄)

### 地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXIによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。  
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税

#### 概要

##### <企業による納税>

###### ■ 地方法人二税等

申告件数：約431万件(法人市町村民税の場合)

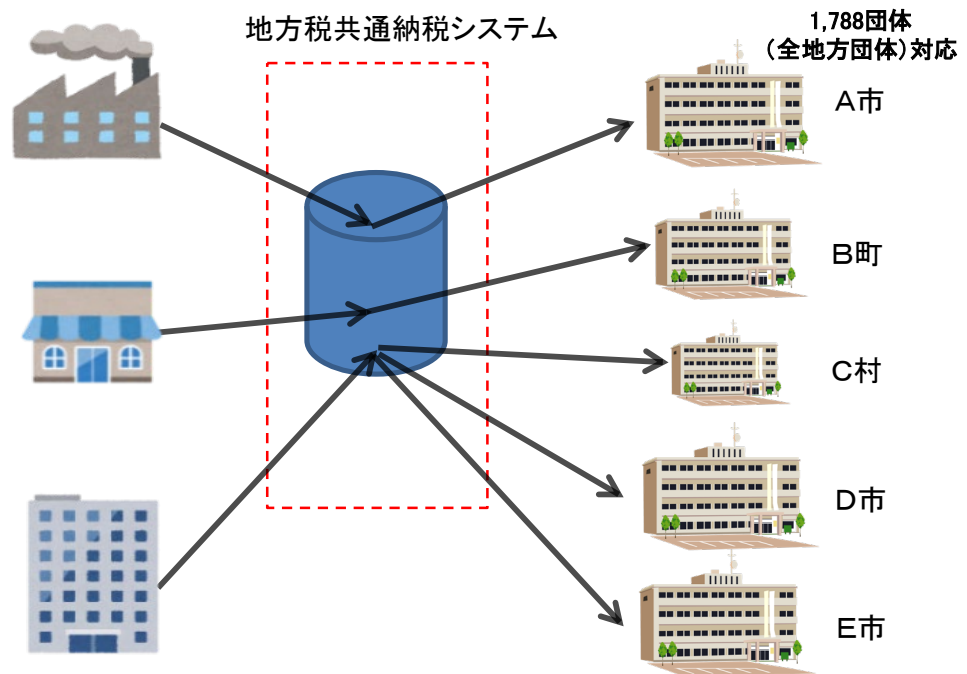
###### ■ 個人住民税(給与所得に係る特別徴収)

納税義務者数：約4,183万人

※支払回数：年12回

###### ■ 事業所税

申告件数：約12万件





# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(12)

## ●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

### 令和2年度 個人住民税検討会における意見

#### (1)企業の事務負担

- ・ 所得税の年末調整の電子化で導入されるソフトウェアの入力支援機能を充実させることで個人住民税の年末調整を同時に行うことが可能となり、マイナンバーの利用率にもよるが、企業の事務負担も一定程度は軽減可能になるのではないかと。
- ・ 個人住民税においても、所得税のいわゆる年調ソフトを使用した年末調整を参考に、eLTAX のシステム改修により特別徴収義務者の事務負担を軽減し、年末調整を行うことが可能ではないかと。
- ・ 個人住民税の現年課税化によって、企業が実質的に徴税の代わりにほとんど全てすることになり、今まで以上に課税の事務負担を企業に依存することとなる。働き方の多様化が進む中で収入源が複数ある人たちも出てきており、電子化でどこまで簡単になるのだろうか。
- ・ 所得税の年末調整の仕組みは源泉徴収義務者に過度な負担を強いており、この仕組みを簡素化することが必要ではないかと。
- ・ 電子化などによる事務負担の軽減は見込まれるものの、企業におけるシステム改修やマイナンバーの管理コストが生じ、個人住民税の年末調整作業により事務負担が増加することが懸念される。また、副業やふるさと納税により自ら確定申告する者も増加しており、企業がそれらを把握することは困難である。
- ・ 毎年の消費税の影響調査では、ほとんどの中小企業の経理事務は1人、売り上げ1億円超の企業も半分は1人という状況であった。こうした中で、デジタル化の重要性も理解するが、事務負担の増加を懸念する声も聞かれた。
- ・ 年末調整による事務負担の増加については現年課税化に向けた移行における問題ではなく、完全に自動化されない限り、計算結果の検証など、事務負担は相当かさむことになる。

#### (2)1月1日現在の住所の把握

- ・ 企業におけるアンケートは、住所地の把握が容易になった場合を前提としたものだが、こうした仮定においても懸念が出ている。住所地の把握など現実の下で運用されると難しいと思うので、少し慎重に検討していく必要がある。
- ・ 各源泉徴収義務者が従業員の1月1日現在の住所を把握することは不可能とは言えないので、従業員の利便や年末調整の電子化による全体の事務軽減の程度等を比較考量して議論できると良い。

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(13)

## ●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

### 令和2年度 個人住民税検討会における意見

#### (3) 地方税共通納税システムの活用

- ・ 地方税共通納税システムの発展によって現年課税化が現実的になっており、事務負担の軽減についての詳細な検討が加えられてきたことによって、所得税方式についての現実性が増している。
- ・ 現年課税化の検討において、地方税共通納税システムが動き出したことは大きなステップであり、地方税共通納税システムで出来ること・出来ないことを把握することが直近の課題である。
- ・ 企業が地方税共通納税システムを通じて納税する際、将来的には、企業が市町村ごとに振り分けて納税するのではなく、マイナンバーを活用することにより各従業員の1月1日住所地を把握し、企業が一括して納税することも考えられるのではないか。

#### (4) 市町村における還付事務

- ・ 市町村における還付事務において、還付先の口座を把握することは大事であり、金融機関側のシステムから突合出来ている正確な本人口座情報が提供されると、大幅に事務負担は軽減され、納税者の利便性は向上する。
- ・ 還付・徴収事務はマイナンバーに紐付けられた個人口座で行うことが望ましい。
- ・ マイナンバーと個人の口座が紐付けば、自治体と納税義務者の間で還付手続きがスムーズに行くのではないか。

#### (5) 課税データを活用している各種制度への影響

- ・ 現年課税化後も個人住民税の確定時期が5月から6月辺りとする、各種社会保障制度への影響はあまりないと考えられるが、超過課税や減税を実施している地方団体においては、追徴・還付がほぼ漏れなく発生することとなり、課税事務そのもののスケジュールに影響が出る可能性がある。
- ・ 課税データを活用している各種制度への影響については、賦課課税方式にせよ申告納税方式にせよ、マイナンバー制度の普及と活用によって対応可能である。

#### (6) 所得税方式について

- ・ 個人住民税について所得税方式を採用した場合、個人住民税の課税は申告納税方式・賦課課税方式のどちらか、企業は特別徴収義務者・源泉徴収義務者のどちらか、納税義務の範囲、賦課課税方式のままで税額が確定していない状態で年末調整することをどのように捉えるのか、といったところについて、今後整理が必要である。
- ・ 生命保険料の支払額は年末までの見込みであるため、その後に解約等があれば再年末調整が必要となる。また、扶養が外れることにより扶養控除や配偶者控除が変わることもある。このように、年末調整で一時的に税額を確定させることは難しいのではないか。海外には年始調整を行っている国もある。

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(14)

## ●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

### 令和2年度 個人住民税検討会における意見

#### (7)個人住民税の確定申告

- ・ 現年課税化への切り替えにおける負担を誰が負うのかが焦点になる。納税義務者の負担は増えるが、確定申告をすることは納税意識を高めるところにおいては重要なのではないか。
- ・ 企業が現年課税化に伴ったすべてを負担することは難しいと考え、納税義務者に個人住民税の確定申告を行っていただくことも考えられる。

#### (8)現年課税化への移行に伴うコスト等

- ・ デジタル化によって事務負担の課題を解決していく方向は理解できるが、企業や自治体のコストや手間を考えると、少しずつ現年課税化に移行していくとコストが掛かるので、ある時点で一気に移行することが考えられる。
- ・ 短期的には事務負担が大きくなるが、長期的には、いかなる給与の変動にも対応できる税制を目指すということを国民的議論としていく必要がある。
- ・ 事業者、行政ともに新たな事務負担というものをどう考えていくのか、社会コストをどう考えるのかということと、現年課税化が社会全体の効率化にどれだけ意義があるのかということと、ほかの仕組みとの整合性や効率化を踏まえて検討していくべき。
- ・ 企業の給与システムの改修は移行における問題であるが、システム改修のコストが掛かっても、別の面で事務が簡素化・効率化されることによるメリットがあれば企業として特段不満はない。
- ・ マイナンバーとの連携が不可欠であると考え、現状ではマイナポータルへの開設は増えていない。データと紙の混在によって負担が増えないように、やるなら徹底的に電子化する必要がある。

#### (9)その他

- ・ 現年課税化の検討においても、公平性がキーワードであり、現年課税化への切り替えに必要なのは電子化である。働き方の多様化によって、転職する方、収入を複数持つ方も多く、電子化やマイナンバーの紐付けがより重要となる。
- ・ 年末調整の電子化が進んでも全てのことが早くなる訳ではなく、例えば、マイナポータルへ医療費関係データが入力される時期は2月中旬である。もともとタイトな期間に色々なことをやるのは難しいので全体的にスケジュールを後ろ倒しすべき。

# 総務省「個人住民税検討会」におけるこれまでの検討等(15)

## ●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

### 令和2年度 個人住民税検討会報告書(抜粋)

#### 5 今後の検討について

本検討会においては、これまでの検討会での議論を踏まえつつ、年末調整の電子化、地方税共通納税システムの活用、マイナンバーと個人口座の紐付けがそれぞれ実現したと仮定した場合の企業、市町村、納税義務者における現年課税化に向けた課題についての発表や議論が行われた。

議論の中で、地方税共通納税システムの導入により現年課税化の現実性が高まったという意見やマイナンバーと個人口座の紐付けによって市町村の還付事務の負担軽減が図られるといった意見があった一方で、デジタル化が進展してもなお、企業において新たに個人住民税の年末調整事務を行う場合の事務負担の増加を懸念する意見が少なくなかった。

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

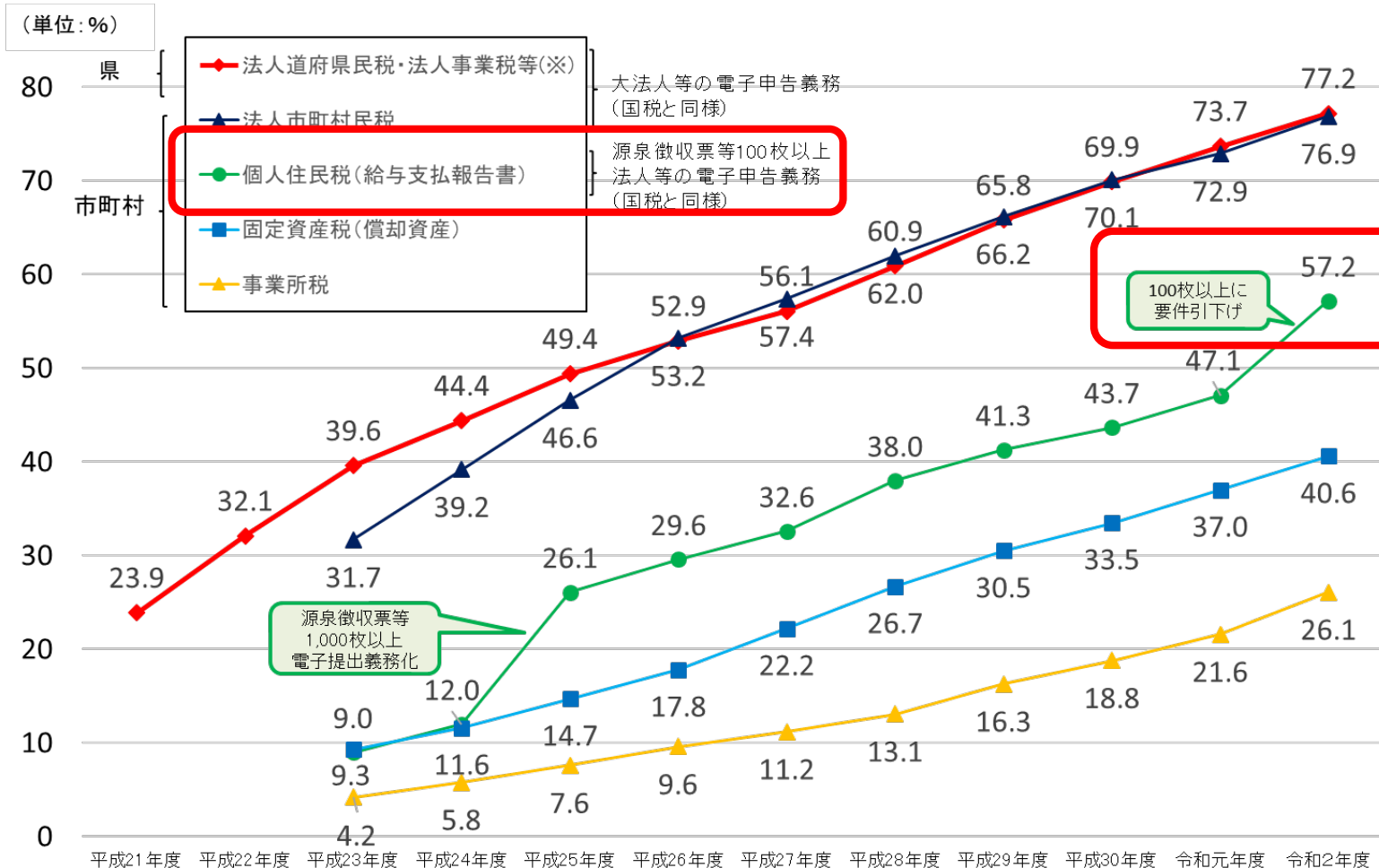
また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

## 給与支払報告書の電子的提出率及び マイナンバーカードの交付率の推移

# 給与支払報告書の電子的提出率の推移(全国ベース)

●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

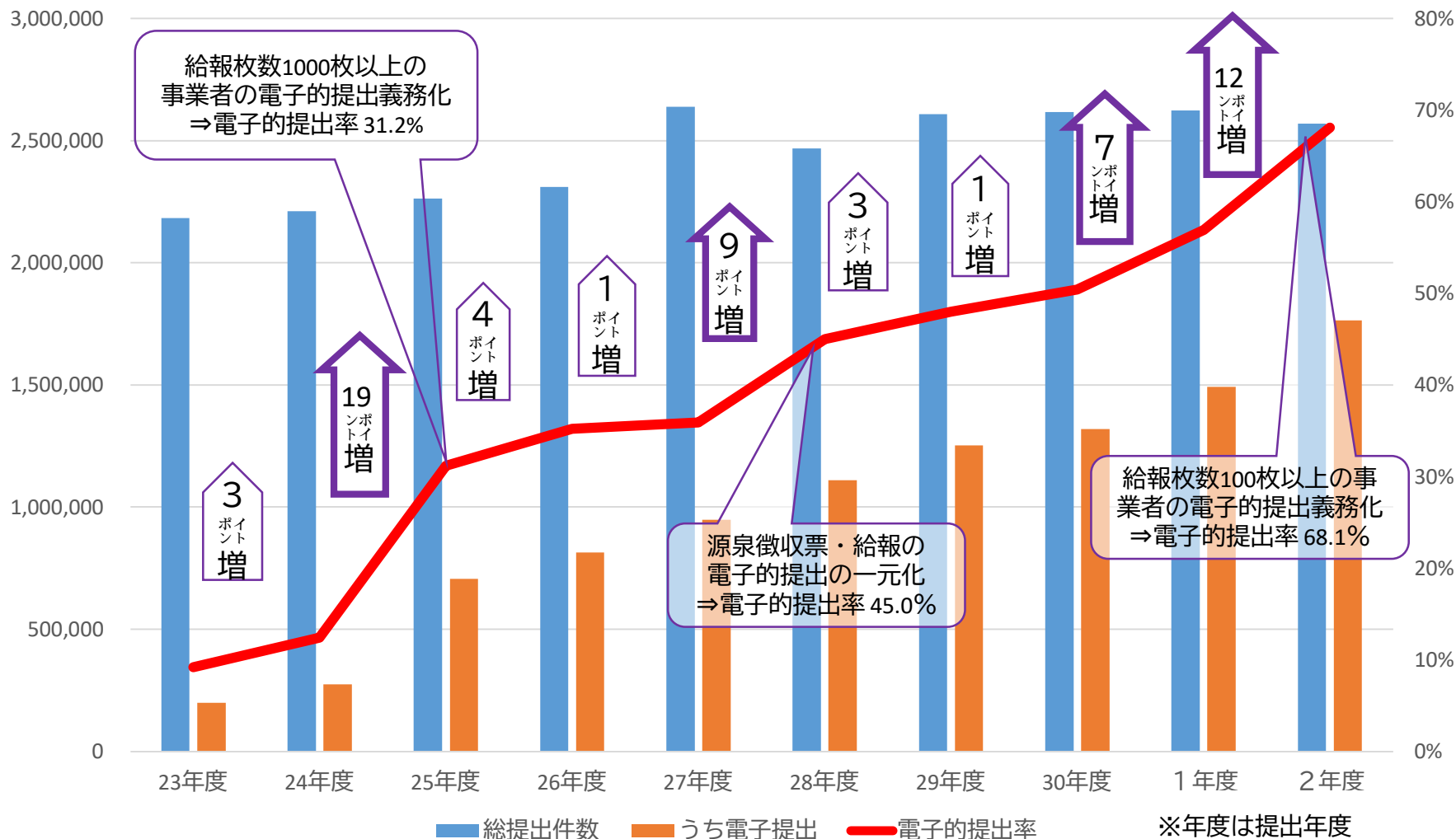
## 地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移



※地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

# 給与支払報告書の電子的提出率の推移(横浜市)

単位：件

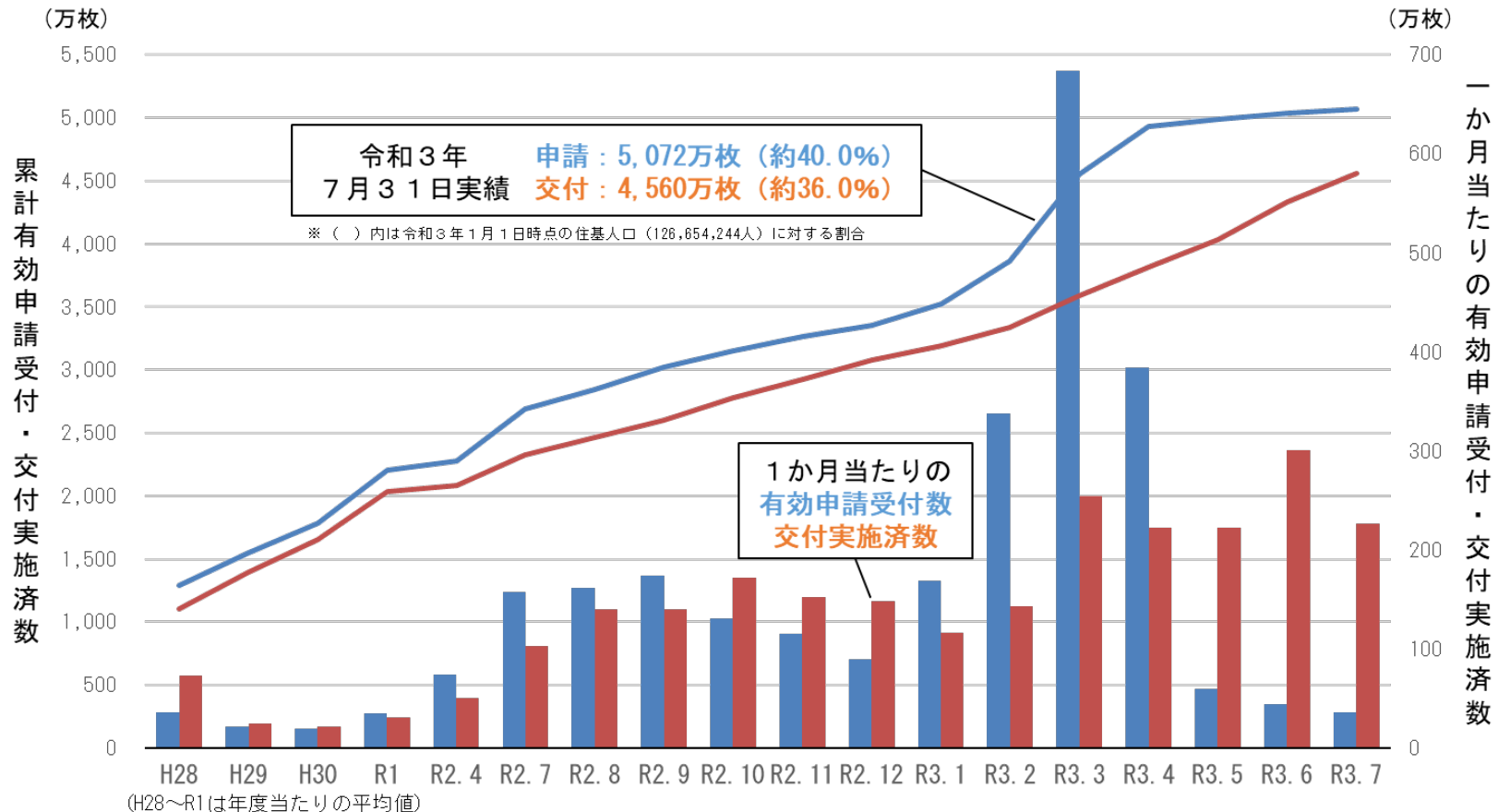


# マイナンバーカードの申請・交付状況(全国ベース)

●総務省「令和3年度第3回 個人住民税検討会 資料2」(抄)

## マイナンバーカードの申請・交付状況

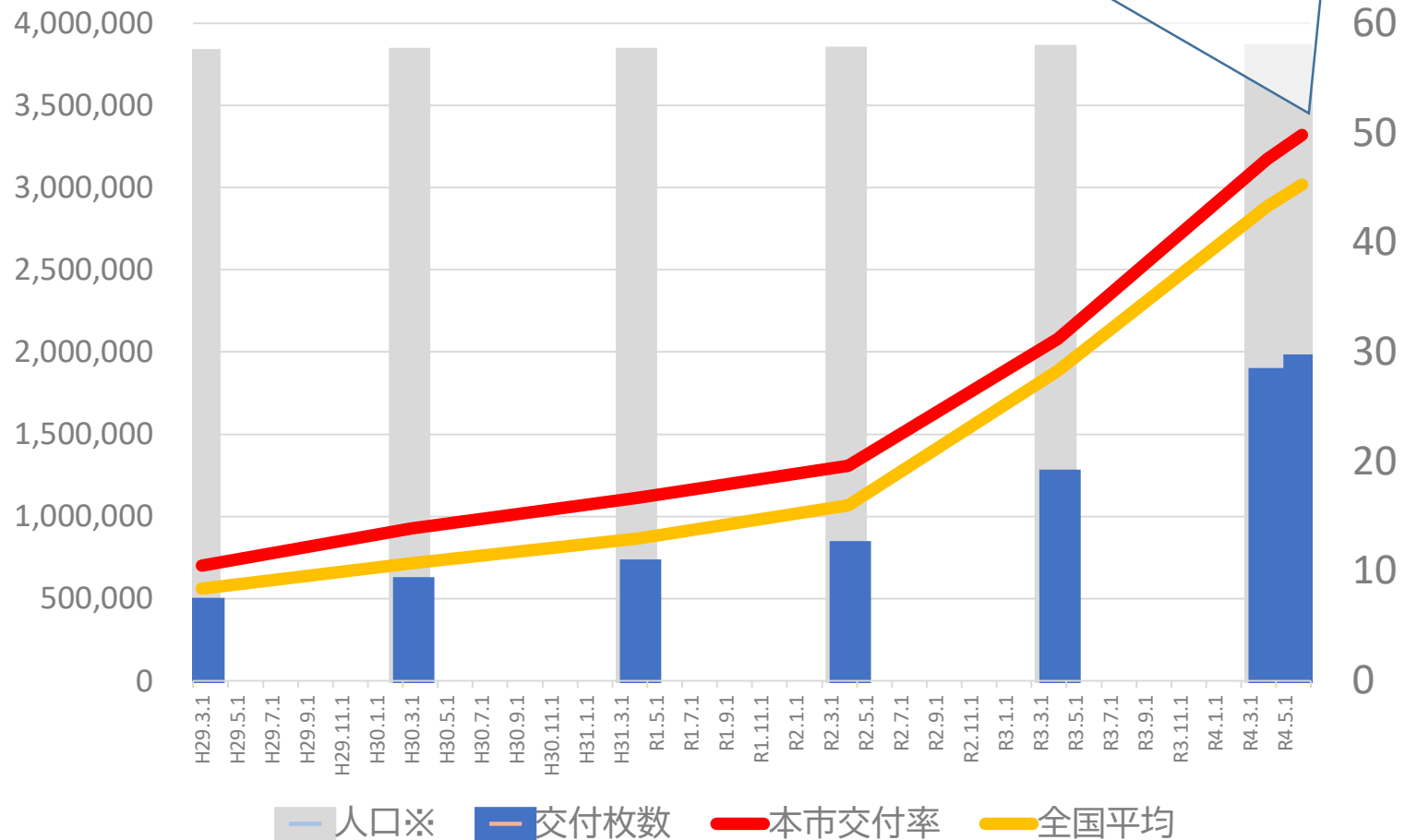
- カード未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付やマイナポイント事業の拡充等により、令和3年2月以降申請が急増し、令和3年7月31日時点で、申請数は約5,072万枚となった。
- また、交付数についても、市町村の交付体制の強化等により、約4,560万枚となり、引き続き普及促進に取り組む。





# マイナンバーカードの交付状況(横浜市)

令和4年6月30日時点の横浜市交付率は49.8%  
(全国平均 45.3%)



(総務省集計より抜粋)

# 金融所得課税について

- 個人住民税における金融所得課税について
  - ・ いわゆる「1億円の壁」をどう考えるか
  - ・ 税率（住民税：5%、所得税：15%）をどう考えるか

# 個人住民税における金融所得課税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の概要

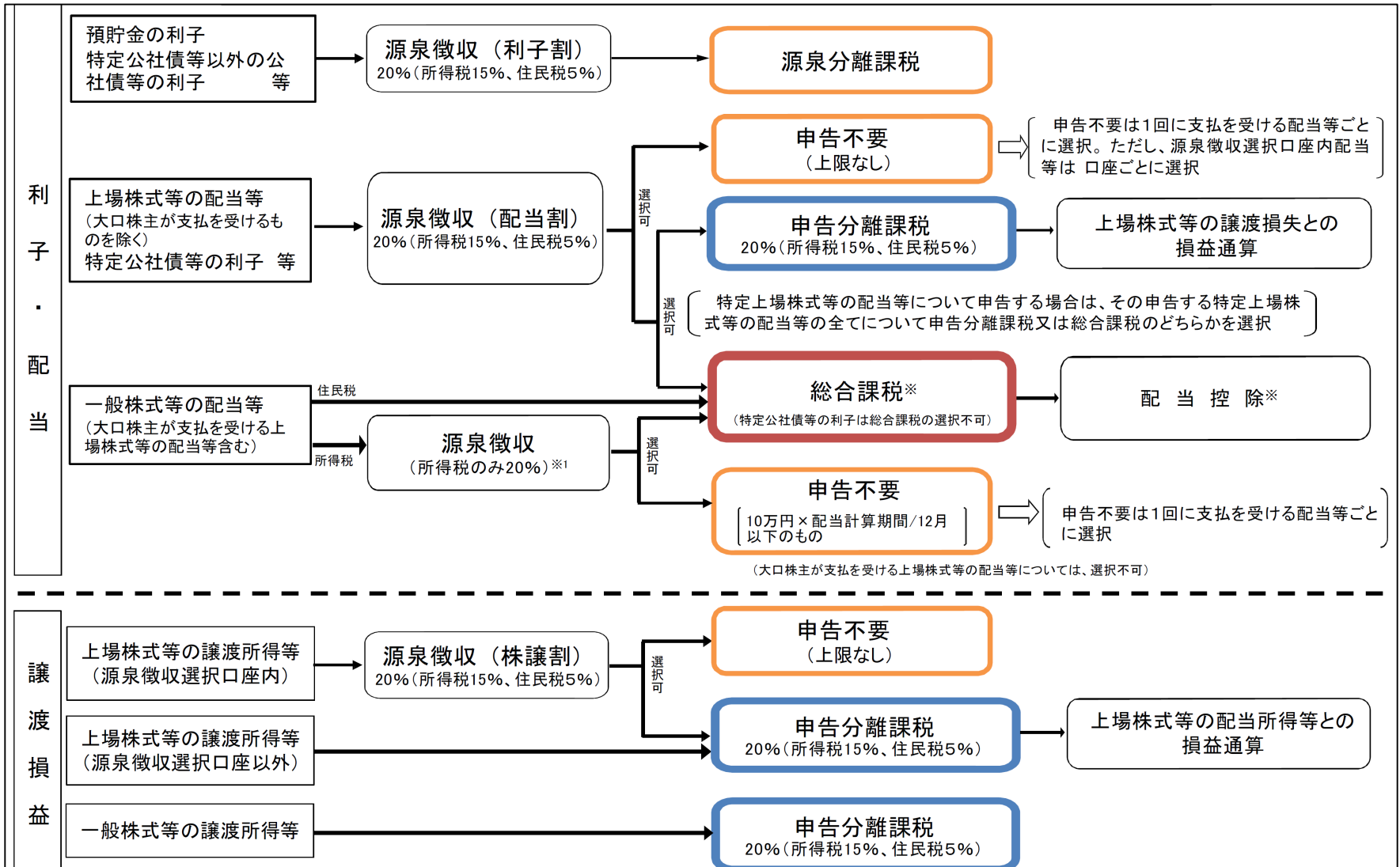
	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付(市町村に係る個人の道府県民税の額で按分)		
⑧税収	303億円(R元年度決算額)	1,670億円(R元年度決算額)	984億円(R元年度決算額)

\* 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。

\* 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

\* 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

# 課税方法について



(注1)「大口株主が支払を受ける上場配当等」とは、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者が支払を受ける配当等をいう。  
 (注2)特定上場株式等の配当等とは、①上場株式等の配当等又は利子等、②公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配、③特定投資法人の投資口の配当等をいう。  
 (※)上場株式等以外の配当等(大口株主が支払を受ける上場株式等の配当等含む)について、所得税においては、源泉徴収(20%)され、その後申告することで総合課税の上、配当控除が適用される。一方、住民税においては、源泉徴収制度は設けられておらず、総合課税(10%)の上、配当控除が適用されることとなる。

# 金融所得課税の改正経緯(改正年度別)について

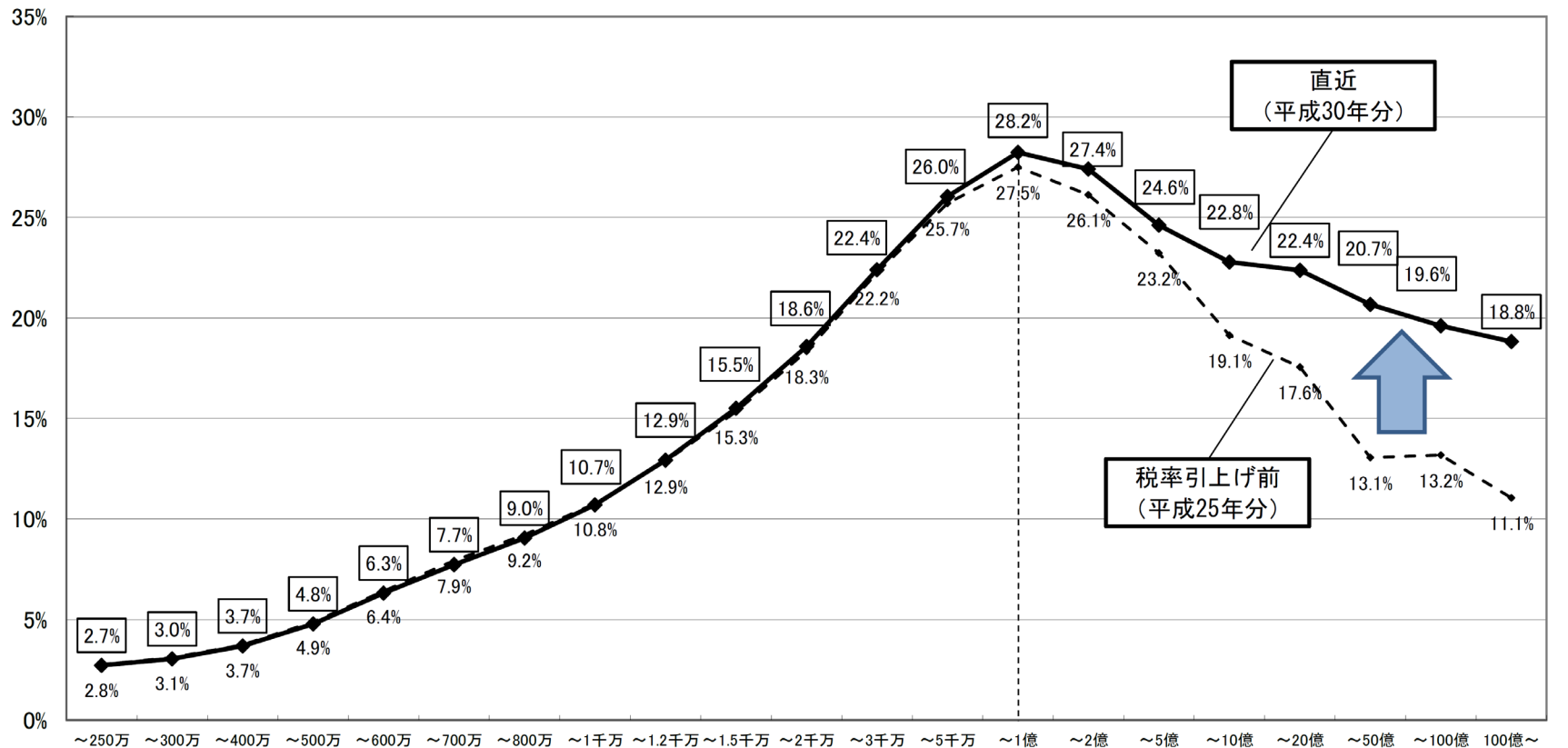
改正年度	改正内容	適用年(年度)
平成14年度	・ 株式譲渡益について申告分離課税への一本化(源泉分離選択課税制度の廃止)	平成15年
平成15年度	・ 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割(申告不要制度)の創設、軽減税率(所得税:7%、住民税:3%)の適用	平成16年
平成20年度	・ 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度の創設	平成20年 (平成21年度)
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の軽減税率の廃止</li> <li>・ NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設</li> <li>・ 損益通算範囲の拡大(特定公社債等)</li> </ul>	平成26年 " 平成28年
平成27年度	・ ジュニアNISAの創設	平成28年
平成29年度	・ つみたてNISAの創設	平成30年
令和2年度	・ NISAの見直し・延長	令和6年

出典：総務省「令和3年度第3回個人住民税検討会(令和3年9月28日開催)」資料

# 申告納税者の所得税負担率

※財務省作成資料

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

# 令和3年度 個人住民税検討会における意見①

## (金融所得課税の一元化)

- ・ 経済界としても一元化の促進は要望している。デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一元化については、短期的に課題となってくるものと考えている。
- ・ 複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小・ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。

## (金融所得課税の税負担の公平性)

- ・ 金融所得の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか。
- ・ 一般的には高所得者に課税するべきだという話がある一方、金融所得課税については、スタートアップ企業を増やす動きがある中で、その意欲を削いでしまうのではないかという議論がある。また、コロナ禍においても、株式市場自体はそれなりに株価が高いところで推移している中で、税率を上げると株式市場を冷え込ませるのではないかという懸念もある。
- ・ 経済界においては、税率を上げることで金融資産が海外に逃げる恐れがあるため、税率を高くすべきではないと主張する声があるが、所得における税負担の割合について、高所得者においては低くなっているという状況は適正とはいえないのではないか。

## (金融所得課税の税率)

- ・ 個人的に金融所得課税の税率は他国と比べて低過ぎるのではないかと思うが、金融所得の税率だけを一律に高くすべきではなく、他の所得への課税状況を踏まえる必要があることから、金融所得課税の累進税率化についての検討も必要ではないか。
- ・ 一律に税率を高くすることは、現在、申告不要を選択している多くの低所得者層に高い税率を課すことになる可能性があるため、丁寧に検討していく必要がある。
- ・ 金融所得に応じて累進税率化をする場合、源泉徴収で申告不要を選択した金融所得については、技術的にどのように紐づけをして課税することとなるのか。



## 令和3年度 個人住民税検討会における意見②

### (国と地方の税収配分)

- ・ 所得税と個人住民税の最低税率を比較して金融所得課税の税率についての議論を行うこともできるのではないか。また、税収の帰属地の問題について、本社所在地や所有者の住所地に帰属させると、偏在は起こってしまうのではないか。
- ・ 国と地方の税率については、現在は15対5とされているところではあるが、地方分権推進の観点から、12対8ということでも良いのではないか。

### (課税方法、納税地)

- ・ 金融所得課税は、地方税としても位置づけられているので、国からの譲与税とすることに葛藤はある。譲与税とする場合においては、人口割とするのか、財政需要面を基礎とするのかという議論が生じるのではないか。マイナンバーカードの取得も広がっており、住所地課税もできるのではないか。
- ・ 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるため、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。

出典：総務省「令和3年度個人住民税検討会報告書（令和4年3月）」

# 指定都市市長会における要望

## ● 指定都市市長会「令和4年度税制改正要望事項（令和3年10月）」（抄）

### 5 個人住民税の充実強化

- ⑤ 利子、配当、株式・土地等の譲渡益等の資産性所得に係る個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、その配分割合を拡充すること。

なお、金融所得課税のあり方については、個人住民税における所得間での税負担の公平性の確保を踏まえて検討すること。

#### （理由と現状）

- ⑤ 現在、利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっていることから、少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、資産性所得課税における個人住民税の配分割合を拡充する必要がある。

なお、金融所得に対する課税のあり方について、令和3年度与党税制改正大綱において、「家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。」こととされたが、給与所得等との税負担の公平性を確保する観点からも、検討すべきである。

利子、配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

		税率	
		個人住民税	所得税
給与所得等その他の所得（総合課税）		10%	最低5%、最高45%
預貯金・一般公社債等の利子等		5%	15%
配当等	上場株式等	5%	15%
	上場株式等以外（総合課税）	10%	最低5%、最高45%
株式等譲渡所得		5%	15%
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%
	長期保有・優良宅地等	~2,000万円：4% 2,000万円超：5%	~2,000万円：10% 2,000万円超：15%
	短期保有	9%	30%
先物取引		5%	15%

総合課税の税率(10%)よりも低い!

## 參考資料

# 《参考》 令和4年度与党税制改正大綱

## ●令和4年度 与党税制改正大綱（令和3年12月10日公表）（抄）

### 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

#### 2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

##### (1) 個人所得課税のあり方

##### ② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。私的年金や退職給付のあり方

は、

個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

### 第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等の控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

●経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定) (抄)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

# 《参考》 神奈川県税の市域別税収(令和元年度)

神奈川県税の市域別内訳(令和元年度決算)

(単位:億円、%、人)

	県民税			法人 事業税	地方 消費税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税			その他 の税	合計	(参考) 人口
	個人	法人	利子割					自動車税	環境性能割	種別割			
神奈川県全体	3,351	413	16	2,578	3,205	65	408	900	31	8	562	11,537	9,243,028
横浜市域	1,173	194	7	1,209	1,321	26	163	361	13	3	231	4,701	3,778,876
全体に占める割合	35.0	46.9	44.1	46.9	41.2	40.1	40.1	40.1	40.1	40.1	41.1	40.7	40.9
川崎市域	496	61	3	376	513	8	90	112	4	1	109	1,773	1,541,560
全体に占める割合	14.8	14.7	18.2	14.6	16.0	12.5	22.0	12.5	12.5	12.5	19.4	15.4	16.7
相模原市域	178	22	1	125	246	5	54	75	3	1	39	748	725,642
全体に占める割合	5.3	5.2	6.7	4.9	7.7	8.3	13.3	8.3	8.3	8.3	6.9	6.5	7.9
政令市域	1,846	276	11	1,710	2,080	40	307	548	19	5	379	7,222	6,046,078
全体に占める割合	55.1	66.8	69.0	66.4	64.9	60.9	75.3	60.9	60.9	60.9	67.4	62.6	65.4
その他市町村域	1,505	137	5	867	1,124	26	101	352	12	3	183	4,315	3,196,950
全体に占める割合	44.9	33.2	31.0	33.6	35.1	39.1	24.7	39.1	39.1	39.1	32.6	37.4	34.6

※最新データである令和元年度県税統計書をもとに作成した。(ただし、人口は県人口統計調査結果令和3年8月1日現在のもの)  
 ※各項目で四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

出典：神奈川県 県税統計書「令和元年度県税決算額の市町村別税収額(推計)」から作成

# 《参考》 神奈川県県税交付金の市域別内訳(令和元年度)

神奈川県県税交付金の市別内訳(令和元年度決算)

(単位:億円、%)

	利子割	配当割	株式等 譲渡 所得割	分離課税 所得割	地方 消費税	ゴルフ場 利用税	自動車 取得税	軽油 引取税	自動車税 環境 性能割	合計	(参考)		
											県税収入	県税収入 に占める 交付金の 割合	県税収入 - 県税交 付金
神奈川県全体	10	91	55	17	1,537	10	55	193	20	1,988	11,537	17.2	9,549
横浜市域	4	40	24	12	634	1	24	120	9	868	4,701	18.5	3,833
全体に占める割合	44.2	44.1	44.1	67.1	41.2	13.2	42.8	62.2	45.1	43.7			
川崎市域	2	17	10	4	246	0.0	9	41	3	332	1,773	18.7	1,441
全体に占める割合	18.2	18.2	18.3	24.7	16.0	3.2	16.0	21.1	16.9	16.7			
相模原市域	1	6	4	1	118	2	5	32	2	171	748	22.9	577
全体に占める割合	6.7	6.7	6.7	8.2	7.7	14.9	9.8	16.7	10.6	8.6			
政令市域	7	63	38	17	998	3	38	193	14	1,371	7,222	19.0	5,851
全体に占める割合	69.0	69.1	69.1	100.0	64.9	31.3	68.6	100.0	72.7	69.0			
その他市町村域	3	28	17	-	539	7	17	-	6	617	4,315	14.3	3,698
全体に占める割合	31.0	30.9	30.9	-	35.1	68.7	31.4	-	27.3	31.0			

※令和元年度市町村別決算状況調(総務省)をもとに作成した。

※各項目で四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

# 二地域居住について



- いわゆる「二地域居住」状況をどう捉えるか  
〔 複数拠点の居住実態を把握する方法の有無、  
人の移動を追跡・把握することの是非 等 〕
- 住民登録制度を基にした他の制度との平仄  
〔 国民健康保険料等も居住実態に合わせて分割できるか  
保育所等について居住実態に合わせて複数施設を利用できるか 〕
- 複数自治体での課税事務の実施による納税者、特別徴収義務者の事務負担の増加
- 複数自治体での課税事務の実施による徴税コストの増加

# 国における二地域居住に関する これまでの主な議論

## ● 「二地域居住人口研究会」事務局（国土交通省） 「「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想」（平成17年3月29日）（抄）

### 1. 「二地域居住」の意義と新しい地域社会・国民生活 (略)

これまでの「定住人口」や観光者等の一時的・短期滞在からなる「交流人口」に加え、都市住民が年間で1ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する「二地域居住」、その人口である「二地域居住人口」の果たす役割が注目されてくる。

(略)

「二地域居住」の意義は、以下の3点に整理できる。

第一は、「二地域居住」それ自体、都市住民が多様なライフスタイル等を実現するための重要な手段となることである。その際、当面のターゲットである「団塊の世代」等、今後の年金生活者等を経て、一般の都市生活者（サラリーマン等）のかなりの割合が「二地域居住」を行うことができるような社会が将来実現することである。

第二は、農山漁村等における「二地域居住人口」の増加が、その地域の消費需要や住宅需要等を増加させ、その地域の中に新しい雇用の機会や本業以外の付随所得（「ながら所得」）を生み出すことである。これにより、各種の支援策と併せて、その地域の「定住人口」の増加に繋がることが期待できる。同時に、「二地域居住人口」となった都市住民のある程度の割合が、その地域の魅力等を実際に体験することによって、その地域の「定住人口」となることも期待できる。

第三は、様々なケア等の生活面や震災等の災害に対するセーフティ・ネット（安全網）としての役割である。特に、震災等の災害に対しては、緊急の避難先の選択肢の一つとして安全網を厚くする効果を持つだろう。

(略)

### 2. 戦略的支援策の構想 (略)

### 3 具体的な施策の方向 (略)

農山漁村等のゴミ処理費用等の二地域居住者の費用負担（住民税、ゴミ処理の有料化等）、二地域での公共料金負担等のあり方の検討

(以下、略)

# ふるさと納税研究会報告書(H19)

## ●ふるさと納税研究会（総務省）「ふるさと納税研究会報告書」（平成19年10月）（抄）

### 総括

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して

#### (2) 寄附金税制の進化

「ふるさと納税」をあくまで「税」の分割として考えると、そこには多くの理論的、制度的障害が横たわる。税は法律によって徴税当局に課税権が保障されるが、居住地以外の地方団体に強制性を伴う課税権を認めることは難しく、また、個人住民税として考える場合、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題がある。一方、寄附金税制を応用し、進化させれば、これらの問題をクリアできるだけでなく、納税者が「ふるさと」に貢献したいという「ふるさと納税」本来の趣旨を円滑に実現することができる。(略)

### 本論

#### Ⅱ 制度設計の前提となる論点

#### 2. 「税」を分割する方式の可能性

次に、「ふるさと納税」制度について、住所地の地方団体に課税される納税者が、税金の一部を住所地以外の地方団体に納付する方式、言い換えれば、「税」を分割する方式をとることが可能かどうか、以下の論点について検討する。なお、「税」の分割の対象としては、国税の所得税も考えられるが、ここでは個人住民税を念頭に置いて検討することとする。

#### (1) 受益と負担

個人住民税は、地方団体の歳入の中心となる地方税の中でも基幹的地位を占めており、住所地の地方団体から行政サービスを受けている者が負担すべきもの、いわば「地域社会の会費」と位置付けられている。

地方団体の行政サービスのうち、教育や福祉などの対人サービスの多くは、基本的に住民に対して提供されることから、個人住民税は、地方団体がその住民（当該団体の区域内に「住所」を有する者）に対して課税することとなっている。

「住所」を有する者の要件は、様々な定め方があり得るが、個人住民税における住所は、地方団体の課税権の帰属を決定し、納税者の納税義務を確定する効果を有することから、課税の重複を避けるため、1箇所とされている。具体的には、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の個々の納税義務者の住所地の地方団体が、当該年度分の個人住民税の課税団体とされている。

この点に関し、課税する側の論理だけでなく納税者の意思を尊重する必要があるのではないか、あるいは住所地主義と結びついた受益者負担の原則は、人の移動が少なかった時代の税制であり見直す必要があるのではないか、といった意見もある。

これらの意見が提起する問題意識はそれ自体大きな意味があるが、他方、住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。

# 第二次国土形成計画(H27)

## ●「第二次 国土形成計画（全国計画）」（平成27年8月14日閣議決定）（抄）

### 第2部 分野別施策の基本的方向

#### 第1章 地域の整備に関する基本的な施策

##### 第1節 対流の促進とコンパクト+ネットワークの構築

##### (5)スーパー・メガリージョンの形成

東京、名古屋及び大阪を結ぶリニア中央新幹線の開業により、世界最大の人口を有するスーパー・メガリージョンが形成されることを見据えて、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導する巨大経済圏の形成を推進することが重要である。

具体的には、三大都市圏の経済、産業、文化等が一体となり新たなイノベーションを持続的に創出するため、それぞれの地域の産業、都市機能等を活かし、独自の魅力を発揮する地域づくりを実施し、連携する。また、大学、研究機関等及び民間企業による国際研究ネットワーク強化等の知的対流環境の整備を推進する。さらに、国際的なヒト、モノ、カネ、情報の移動の円滑化を図るため、空港、港湾等の機能強化、利便性向上を図るとともに、情報通信ネットワークの更なる整備を進める。

また、リニア中央新幹線の高速度特性による効果を沿線地域以外にも波及させるため、リニア中央新幹線と鉄道及び道路との結節機能の強化を図る。

さらに、リニア中央新幹線の整備は、大都市圏と地方圏のアクセスの利便性を飛躍的に向上させることから、「二地域居住」、「二地域生活・就労」等の新たなライフスタイルを促進する。（略）

##### (7)地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正

第1部で述べたように、地方から東京圏への転出者がそのまま東京圏に留まる「東京一極滞留」を解消し、ヒトの流れを変え、東京一極集中の是正を図る必要がある。近年、都市住民の地方移住への関心が高まっており、潜在的な地方への移住希望者も相当数存在すると考えられる。このため、地方移住に必要な一元的な情報提供システム、ワンストップ窓口等の活用により、住まいや医療・介護を含む生活面の情報、農林水産業を含めた求人情報、農業就業体験等に関する情報等地方への移住のための情報提供や相談支援の充実を推進する。また、移住希望者が試行的に居住できる仕組みづくり、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備、就農と住居をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進する。さらに、今後、大都市での高齢者の急増が見込まれる中、地方での暮らしを希望するシニア世代の意向を実現するための「元気なうちの地方居住」を促進する。

また、地方への移住に加えて、「二地域居住」、「二地域生活・就労」等の新たなライフスタイルは、地方の創生にも資するものであることから、これを支援するための体制を充実させるとともに、国民的な運動を展開し、積極的に促進する。

特に、若い世代から複数の地域にかかわりを持つことは、それぞれの地域への愛着を深め、将来のヒトの対流の促進に向けても有効であると考えられるため、山村留学、島留学、農山漁村体験等を推進する。

さらに、大学進学時等に地方から流出した若者に対して、地元での就職情報の提供を強化すること等により、Uターン・Jターンを促進する。

# 自治体による移住関係施策に対する特別交付税措置(R3)

## 自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

### 【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。
- 令和3年度から二地域居住に係る経費についても、新たに特別交付税措置

### 取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住相談窓口の設置</li> <li>・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催</li> <li>・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信</li> <li>・移住関連パンフレット等の制作</li> <li>・移住促進のためのプロモーション動画の制作</li> </ul>	<p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <p>○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象 (措置率0.5×財政力補正)</p> <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <p>○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象</p> <p>○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限)</p>
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住体験ツアーの実施</li> <li>・移住体験住宅の整備</li> <li>・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等)</li> </ul>	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住希望者に対する職業紹介、就職支援</li> <li>・新規就業者(本人、受入企業)に対する助成</li> </ul>	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンクの運営</li> <li>・住宅改修への助成</li> </ul>	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住コーディネーターや定住支援員による支援</li> </ul>	

# サテライトオフィス・マッチング支援事業に対する特別交付税措置

## サテライトオフィス・マッチング支援事業

R3予算額(案):0.1億円

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 654箇所(令和元年度末時点)



### 三大都市圏企業

- ・ コロナを受けて、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり多くの企業がサテライトオフィスに前向き
- ・ 令和元年度の同事業において57社が参加

### サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との  
マッチング機会を提供



### 地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和元年度の同事業において、43団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

### 「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

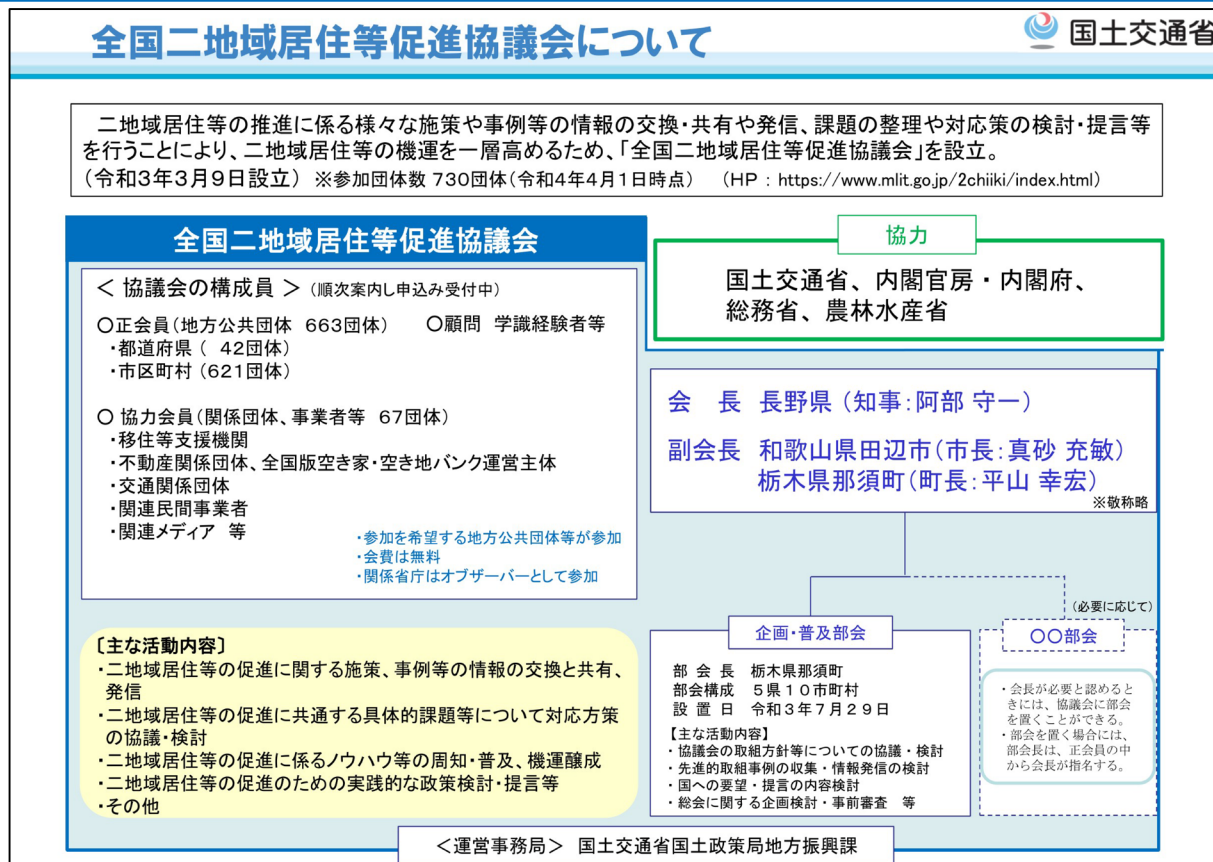
対象経費: 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

: お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

: お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額: 1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

# 全国二地域居住等促進協議会(R3)



出典：国土交通省ホームページ掲載資料

## ●国土交通省「全国二地域居住等促進協議会 設立趣意書」(令和3年3月)(抄)

※二地域居住は、必ずしも定型の定義があるわけではなく、最近では、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点(ホテル等も含む。)をもうけ、旅行や年末年始の帰省、出張先といった一時的ではなく、年間通算して概ね1カ月以上の期間を過ごすことをいうとするものや定性的に一定期間以上とするものがみられる。これまで、どちらかといえば都市での生活を主とするものと観念されてきたが、今般の新しい生活様式に沿った新たな二地域居住は、地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも一定程度あるという形態であることから、そうした形態にも着目し対応するべく、ここでは二地域居住等という用語を用いることとする。なお、これにより、三地域以上の居住形態も含まれる。



# 「骨太の方針」(R3、R4)

## ●経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

### 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

#### 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

##### （1）地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

## ●経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

#### 2. 社会課題解決に向けた取組

##### （3）多極化・地域活性化の推進

（関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり）

関係人口の創出・拡大や二地域・多地域居住、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」の推進に向け、関係人口の実態把握とふるさと納税等の地域の取組の後押し、地方企業や地域人材との交流・連携の促進、全国版空き家・空き地バンクの活用、空き家や企業版ふるさと納税の活用等によるサテライトオフィスの整備等※を進める。地域への人材還流を促進するため、地域おこし協力隊等自治体への人的支援の充実やまちづくりの中核となる経営人材の国内100地域への展開に取り組むとともに、「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、地域企業への人材マッチング支援等を行う。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学金官連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進する。

脚注※ 「第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）」の普及・定着を含む。

## ●デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

### 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

#### （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

#### ②人の流れを作る

##### （現状と課題）

人口減少・少子化は深刻さを増している。地方活性化を目指すためには、一定程度以上の人口を地方で維持することが重要である。そのためには都会から地方への人の流れを生み出すとともに、地方から流出しようとする人を食い止めることにより、にぎわいの創出や地域の様々な取組を支える担い手の確保を図ることが求められる。足元では、都会から地方への人の流れに変化が生じており、東京圏・東京都ともに感染症拡大前に比べて、転入超過数が大きく減少又は転出超過となっている状況が続いている。こうした動きを継続的なものとするべく、取組を進めていくことが重要である。

##### （中長期的な取組の方向性）

#### 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】

転職を機に都会に転出する若い世代を引き留め、地方の自然豊かな環境の中で子育てを行いたい世帯をひきつけるなど、都会から地方への大きな人の流れをつくりだすためには、地方においても都会と同じように仕事ができる環境整備が重要である。デジタル技術を活用して地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）や副業・兼業等による「転職なき移住」を更に推進することにより、地理的・時間的な条件にかかわらずあらゆる地域で同じような働き方を可能とする環境を整える。具体的には、企業版ふるさと納税等の活用を通じて、全国にサテライトオフィス等の整備を促し、2024年度末までに全国の地方公共団体1,000団体における設置を目指す。また、優良事例の表彰やマニュアルの配布など、企業側のインセンティブを高める取組も推進する。

また、地域の幅広い企業に対して、地域一体となった取組等により、副業・兼業を含めた多様な形態での人材確保等を総合的に支援する。あわせて、デジタル技術の活用により、様々な主体から地方への情報の流れを生み出すことにより、地方における魅力的な仕事の創出や創業を促す、こうした取組を通じて、地域発の新たなイノベーションを促進する。

## デジタル田園都市国家構想基本方針(R4)②

### ●デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）（承前）（抄）

#### 【関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進】

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、地域の社会課題解決や魅力向上に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の経済活動や様々な魅力向上の取組の活性化、更には災害時の支え合いにもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が地域住民の共助の取組に参画し、地域の内発的発展を誘発することが期待される。

また、都市部住民が地方に転居するためには心理的・金銭的なハードルも存在するため、例えば、都市部で閉塞感を感じる人々にチャレンジできる場として地方を位置づけるなど、関係人口として地域への関わりを深化させていくことで、こうした地方移住の心理的なハードルを下げると同時に、都市部の人材のキャリアアップ、さらには地域の付加価値創出にもつなげていく。デジタル化の進展により、地理的・時間的な距離に関係なく、コミュニケーションが取れる環境が整備されたことにより、オンライン関係人口の創出・拡大など、カジュアルに都会の人が地方と関わるきっかけになっている。また、企業等におけるワーケーションの取組や、地域を繰り返し訪ね、住民と来訪者の関係性を深める、第2のふるさとづくりを推進することにより、地方への交流人口を生み出すことも地域活性化には重要である。これらの取組を通じて、地方と他地域の交流の間口をデジタルの力により広げることにより、リアルな交流や地方移住を促し、地方と都市をつなぐ人材の裾野の拡大を図ることができる。また、地方に移住・就業しようとする人の経済的な負担の軽減のため、移住支援事業などの活用を通じて、後押しをすることも求められる。

加えて、都会に住む人が生活基盤を完全に地方に移すことについては、仕事等の面でハードルが高いことから、都会に生活拠点を残しつつ地方にも生活拠点を設ける二地域居住等への関心が高まっている。そこで、都市部と地方の二拠点での生活をはじめ、多様なライフスタイルの実現が可能な環境を整えることも重要である。

# 居住実態等について

# 横浜市における昼夜間人口比率(令和2年度国勢調査結果)

○ コロナ禍の前後において、市内の昼夜間人口比率は微増。

● 総務省統計局「令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果 結果の概要」(令和4年7月22日)(抄)

## 2 政令指定都市及び東京都特別区部別昼夜間人口比率

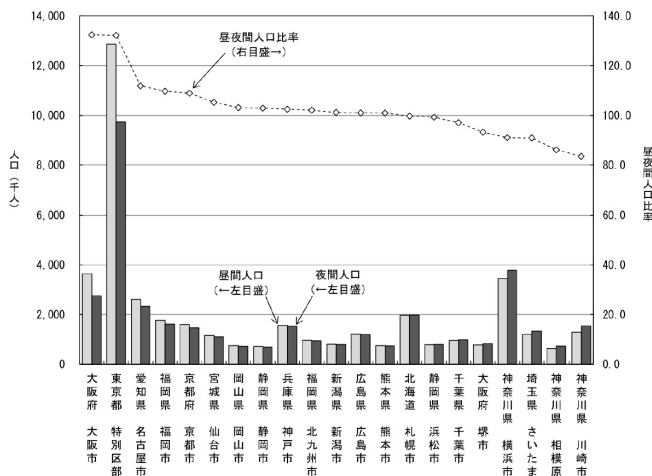
昼夜間人口比率は、大阪府大阪市が132.5と最も高い。

昼間人口を政令指定都市及び東京都特別区部別にみると、東京都特別区部が1287万人と最も多く、次いで大阪府大阪市(364万6千人)、神奈川県横浜市(344万人)などとなっている。

昼夜間人口比率をみると、大阪府大阪市が132.5と最も高く、次いで東京都特別区部(132.2)、愛知県名古屋市(111.9)などとなっており、12市及び東京都特別区部で昼間人口が夜間人口を上回っている。一方、神奈川県川崎市が83.6と最も低く、次いで神奈川県相模原市(86.2)、埼玉県さいたま市(90.9)などとなっている。

**昼夜間人口比率を2015年と比べると、3市で上昇、17市及び東京都特別区部で低下となっている。最も上昇したのは神奈川県横浜市で0.6ポイントの上昇、最も低下したのは東京都特別区部で1.7ポイントの低下となっている。**

図Ⅱ-2-1 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率  
-政令指定都市及び東京都特別区部(2020年)



注) 不詳補充値による。

表Ⅱ-2-1 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率  
-政令指定都市及び東京都特別区部(2015年~2020年)

順位 <sup>1)</sup>	政令指定都市・東京都特別区部	昼間人口(人)		夜間人口(人)		昼夜間人口比率		ポイント差
		2015年(平成27年)	2020年(令和2年)	2015年(平成27年)	2020年(令和2年)	2015年(平成27年)	2020年(令和2年)	
1 (2)	大阪府 大阪市	3,604,478	3,645,921	2,691,185	2,752,412	133.9	132.5	-1.5
2 (1)	東京都 特別区部	12,422,921	12,870,173	9,272,740	9,733,276	134.0	132.2	-1.7
3 (3)	愛知県 名古屋市	2,594,841	2,609,745	2,295,638	2,332,176	113.0	111.9	-1.1
4 (4)	福岡県 福岡市	1,705,028	1,769,643	1,538,681	1,612,392	110.8	109.8	-1.1
5 (5)	京都府 京都市	1,610,077	1,594,930	1,475,183	1,463,723	109.1	109.0	-0.2
6 (6)	宮城県 仙台市	1,147,592	1,154,586	1,082,159	1,096,704	106.0	105.3	-0.8
7 (7)	岡山県 岡山市	746,795	747,281	719,474	724,691	103.8	103.1	-0.7
8 (8)	静岡県 静岡市	726,526	713,745	704,989	693,389	103.1	102.9	-0.1
9 (9)	兵庫県 神戸市	1,576,599	1,564,007	1,537,272	1,525,152	102.6	102.5	-0.0
10 (10)	福岡県 北九州市	984,519	959,146	961,286	939,029	102.4	102.1	-0.3
11 (12)	新潟県 新潟市	821,867	798,479	810,157	789,275	101.4	101.2	-0.3
12 (13)	広島県 広島市	1,210,470	1,213,104	1,194,034	1,200,754	101.4	101.0	-0.3
13 (11)	熊本県 熊本市	753,492	746,115	740,822	738,865	101.7	101.0	-0.7
14 (14)	北海道 札幌市	1,952,057	1,968,338	1,952,356	1,973,395	100.0	99.7	-0.2
15 (15)	静岡県 浜松市	792,567	784,884	797,980	790,718	99.3	99.3	-0.1
16 (16)	千葉県 千葉市	944,023	946,610	971,882	974,951	97.1	97.1	-0.0
17 (17)	大阪府 堺市	782,117	770,547	839,310	826,161	93.2	93.2	0.1
18 (19)	神奈川県 横浜市	3,369,948	3,440,070	3,724,844	3,777,491	90.5	91.1	0.6
19 (18)	埼玉県 さいたま市	1,155,613	1,204,080	1,263,979	1,324,025	91.4	90.9	-0.5
20 (20)	神奈川県 相模原市	619,393	625,027	720,780	725,493	85.9	86.2	0.2
21 (21)	神奈川県 川崎市	1,252,752	1,285,285	1,475,213	1,538,262	84.9	83.6	-1.4

注) 不詳補充値による。

1) 2020年の昼夜間人口比率による。なお、( )は、2015年の昼夜間人口比率による。

# 横浜市における居住実態等に関する状況(1)

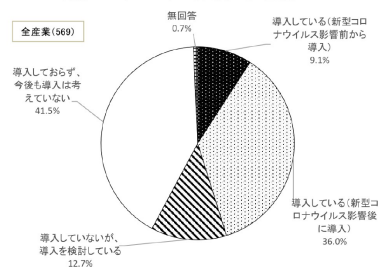
○ 市内企業においてテレワークの導入は大きく増加（9.1% ⇒ 45.1%）。

## ●横浜市経済局「横浜市景況・経営動向調査 第113回（特別調査）」（令和2年6月）（抄）

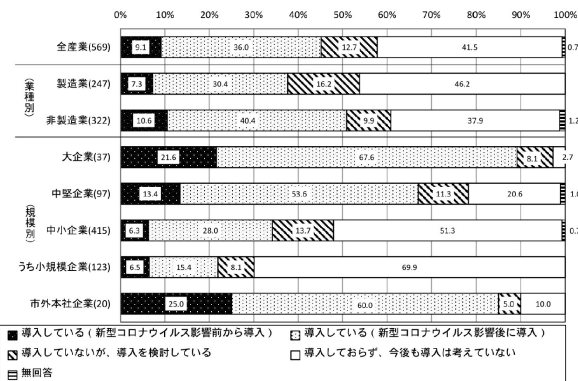
### 4 テレワークの導入状況

- テレワークの導入状況について、全産業では「導入しておらず、今後も導入は考えていない」が41.5%で最も多く、次いで「導入している（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて導入した）」が36.0%、既に「導入している」は合計で48.1%と5割弱
- 業種別にみると、製造業は「導入しておらず、今後も導入は考えていない」が46.2%、非製造業では「導入している（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて導入した）」が40.4%で最も多い
- 既に「導入している」について規模別にみると、大企業で89.2%、中堅企業で67.0%、中小企業で34.3%、うち小規模企業で21.9%と、規模が大きいほどテレワークを導入している割合が高い

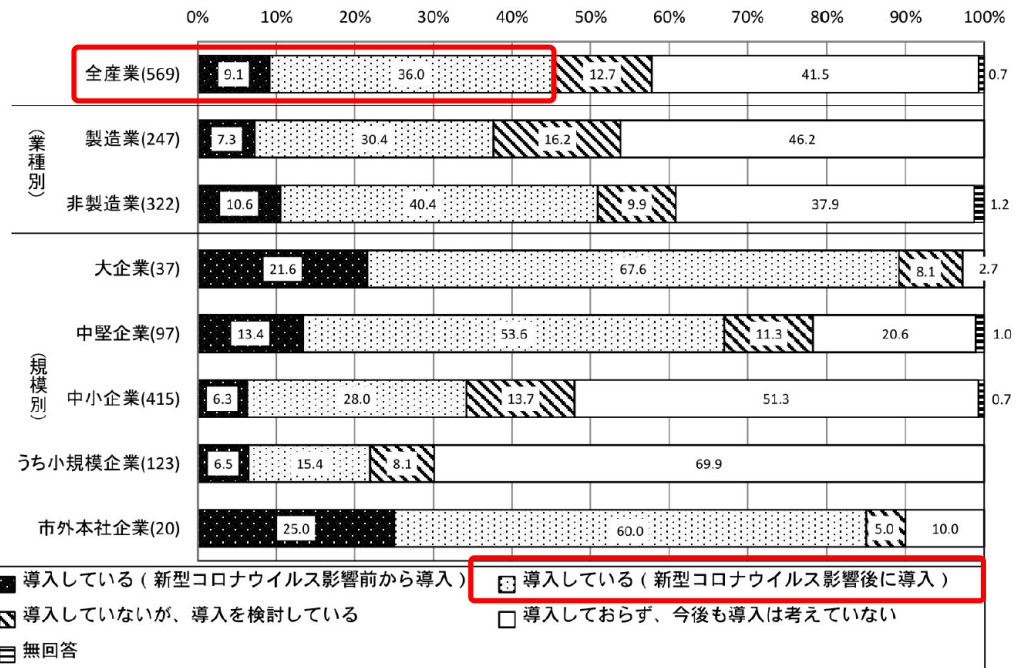
図表4-1 テレワークの導入状況【全産業】



図表4-2 テレワークの導入状況【全産業・業種別・規模別】



図表4-2 テレワークの導入状況【全産業・業種別・規模別】



- 導入している（新型コロナウイルス影響前から導入）
- ▨ 導入している（新型コロナウイルス影響後に導入）
- ▩ 導入していないが、導入を検討している
- 導入しておらず、今後も導入は考えていない
- 無回答

## 横浜市における居住実態等に関する状況(2)

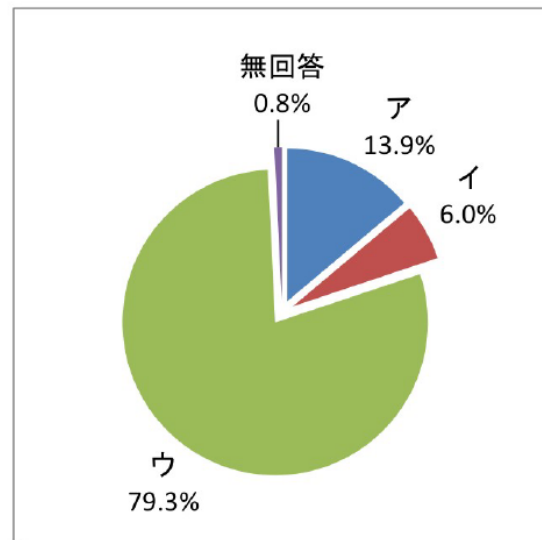
○ コロナ禍を踏まえた市外への住み替え意向は約14%。

●横浜市建築局「住環境に対する意識の変化等に関するアンケート」（令和2年10月9日～23日実施）（抄）

**Q7** ステイホームを契機に、ご自宅の住み替え又は増改築をしたいと思いますか。(実現可能性は低くてもかまいません。)  
(単一選択)

n= 1,283

ア	住み替えたい (⇒Q8)	13.9%	178
イ	増改築したい (⇒Q10)	6.0%	77
ウ	どちらもしたいと思わない (⇒Q11)	79.3%	1,018
無回答		0.8%	10
		100.0%	1,283



# 横浜市における居住実態等に関する状況(3)

- 仕事をする場所や時間が選択できる等、新たな仕事スタイルの広がり期待する市民は約70%。
- 横浜市の魅力として「都心に近く、住まいとしても最適なまち」を挙げる市民が約65%。

## ●横浜市「新たな中期計画の基本的方向」(令和4年5月31日公表)(抄)

都市の未来一人や企業が集い、つながり、新しい価値を生み出し続けるまち

### 03 | グローバル視点で選ばれるまち

**FUTURE SCENARIO**

これまでNYの本社で働いてきたけど、昨年、日本の東京支社に転属。職場アクセスが良く、人気の高い横浜駅近くを選んだ。近隣の商店街では、外国語表記や、英語対応も当たり前なので、生活もしやすい。住んでいる人も様々な、多様性を認める文化が感じられる。週末は、海辺をジョギングしながら海中に泳げるアートを鑑賞したり、美術館で過ごしたりしている。アーティストやクリエイターとの連携がしやすく、新商品のアイデアにもつながるなど、暮らしの満足度は高い。

**未来の兆し**

アクセスや環境等のいわゆる「ハードファクター」は選ばれる都市であるための大きな強みであり、市民のアイディアでもあり、社会全体の価値が多様化する共に、多様性を認める社会への期待も高まっている中では、横浜のソフトをさらに磨きながら、都市の歴史や個性を大切にしながら未来のまちづくりを進めるなど、常に新たな価値を生み出し続け、新しい時代へと変換するまちとして期待されることが高まっている。

【出典】令和3年度横浜市民意識調査

---

**価値観の多様化(横浜市)**

期待している

(ア) 仕事をする場所や時間が選択できるなど、新たな仕事スタイルが広がること	34.8	34.5	22.8	3.3	1.4	3.2	69.3	4.7	
(イ) 平均寿命や健康寿命が延び、生涯にわたり、学び働き続けられる社会になること	30.2	37.8	22.4	4.4	5.3	2.4	1.8	68.0	7.7
(ウ) お互いの立場や能力、価値観などの違いを認め合い、それぞれが望む生き方を選択できる社会になること	40.4	41.4	13.2	2.2	0.9	1.8	81.9	3.1	

【出典】令和3年度横浜市民意識調査

「お互いの立場や能力、価値観などの違いを認め合い、それぞれが望む生き方を選択できる社会になること」に期待している人は81.9%と非常に高い。

---

**住みたい街(駅)ランキング2021**

令和3年3月に民間事業者(株)リクルート住まいカンパニー(不動産・住宅に関する総合情報サイトSUUMO)が発表した「住みたい街 ランキング 2021 関東版」では横浜が4年連続1位を獲得

【出典】横浜市投資家説明資料(R3年)

---

**外国人人口数と総人口に占める割合(横浜市)**

年	外国人人口(人)	割合(%)
H27	81,424	2.2%
H28	86,596	2.3%
H29	91,452	2.4%
H30	97,540	2.6%
R1	104,047	2.8%
R2	102,255	2.7%
R3	99,242	2.6%

【出典】横浜市政策局

本市の外国人人口は増加傾向。新型コロナウイルス感染症流行後も、依然として高い水準で推移。

---

**現在の横浜の魅力について(横浜市)**

都心に近く、住まいとしても最適なまち	64.6
商業施設・住宅街・仕事場・公園など暮らしに必要なものが揃ったまち	38.0
赤しんが金庫や中華街など、観光資源が豊富なまち	27.1
横浜という独自のブランド力があるまち	26.6
生活圏に豊かな自然が残っているまち	22.5
開港からの歴史や文化を感じ、洗練された風土・気候があるまち	19.0
市民が健康意識を持ち、元気に活動・活躍するまち	16.2

【出典】令和3年度横浜市政策基礎アンケート調査

現在の横浜の魅力について、「都心に近く、住まいとしても最適なまち」が64.6%と感じる市民が最も多く、次いで「暮らしに必要なものが揃ったまち」「観光資源が豊富なまち」の回答が多い。

**価値観の多様化(横浜市)**

(n=2,572)

期待している

どちらかといえば期待している

どちらかといえば不安に思っている

不安に思っている

無回答

期待(計)

不安(計)

(ア) 仕事をする場所や時間が選択できるなど、新たな仕事スタイルが広がること	34.8	34.5	22.8	3.3	1.4	3.2	69.3	4.7	
(イ) 平均寿命や健康寿命が延び、生涯にわたり、学び働き続けられる社会になること	30.2	37.8	22.4	4.4	5.3	2.4	1.8	68.0	7.7
(ウ) お互いの立場や能力、価値観などの違いを認め合い、それぞれが望む生き方を選択できる社会になること	40.4	41.4	13.2	2.2	0.9	1.8	81.9	3.1	

【出典】令和3年度横浜市民意識調査

「お互いの立場や能力、価値観などの違いを認め合い、それぞれが望む生き方を選択できる社会になること」に期待している人は81.9%と非常に高い。

---

**外国人人口数と総人口に占める割合(横浜市)**

外国人人口数は毎年12月発表。割合の転入人口は翌1月時点の数値で算出。

年	外国人人口(人)	割合(%)
H27	81,424	2.2%
H28	86,596	2.3%
H29	91,452	2.4%
H30	97,540	2.6%
R1	104,047	2.8%
R2	102,255	2.7%
R3	99,242	2.6%

【出典】横浜市政策局

本市の外国人人口は増加傾向。新型コロナウイルス感染症流行後も、依然として高い水準で推移。

---

**住みたい街(駅)ランキング2021**

令和3年3月に民間事業者(株)リクルート住まいカンパニー(不動産・住宅に関する総合情報サイトSUUMO)が発表した「住みたい街 ランキング 2021 関東版」では横浜が4年連続1位を獲得

【出典】横浜市投資家説明資料(R3年)

---

**現在の横浜の魅力について(横浜市)**

都心に近く、住まいとしても最適なまち	64.6
商業施設・住宅街・仕事場・公園など暮らしに必要なものが揃ったまち	38.0
赤しんが金庫や中華街など、観光資源が豊富なまち	27.1
横浜という独自のブランド力があるまち	26.6
生活圏に豊かな自然が残っているまち	22.5
開港からの歴史や文化を感じ、洗練された風土・気候があるまち	19.0
市民が健康意識を持ち、元気に活動・活躍するまち	16.2

【出典】令和3年度横浜市政策基礎アンケート調査

現在の横浜の魅力について、「都心に近く、住まいとしても最適なまち」が64.6%と感じる市民が最も多く、次いで「暮らしに必要なものが揃ったまち」「観光資源が豊富なまち」の回答が多い。



# 横浜市における居住実態等に関する状況(4)

- コロナ禍により、本市の観光集客実人員等は大きく減少。  
(ワーケーションに関する増減等の影響は不明)

## ●横浜市「新たな中期計画の基本的方向」(令和4年5月31日公表)(抄)

都市の未来一人や企業が笑い、つながり、新しい価値を生み出し続けるまち

### 04 | 観光とビジネスが融和する心地よいまち

**FUTURE SCENARIO**

横浜で合宿型のワーケーション。VRでも世界中の観光地を体験できるけど、水と緑が調和する港の風景など、ここにしかない現地の魅力で横浜を選んだ。食・茶観・カンファレンススペースの全てが揃って、ビジネスにいい刺激がある。今日は半日だけ食、明日はエントリーしたマラソン大会に、ゲームビルディングとして皆で参加するの楽しみ。ホテルやエンターテインメント施設が多く、家族も呼んでこのまちを満喫したいな。

国においては、「観光地経営」の視点に立って、革新的なコンセプトに基づいた観光地づくりを実現するための法人(DMO)を中心とした観光振興の推進を図ります。横浜では、都心臨海部を中心に、ホテルやエンターテインメント施設、文化施設などの集積が進んでおり、様々なイベントが開催されています。これを好機に、DMOが総代理店となって、横浜ならではの観光資源を盛り上げつつ、様々な関係者を巻き込みながら、地域内観光振興を拡大していく必要があります。

未来の光し

#観光 #スポーツ #観光の固有資産 #ワーケーション #DMO

**観光集客実人員及び観光消費額の推移(横浜市)**

年	観光集客実人員(万人)	観光消費額(億円)
2016年	3,614	3,195
2017年	3,631	3,557
2018年	3,420	3,633
2019年	3,634	3,762
2020年	1,629	1,050

新型コロナウイルス感染症の影響で右肩上がりであった本市の観光消費額は大きく減少。

【出典】横浜市文化観光局記者発表資料(2021)

**横浜中華街**

**横浜マラソン**

**日本版DMOのイメージ**

内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携

**商工業**

- ふるさと名物の開発
- 免税店許可の取得

**交通事業者**

- 二次交通の確保
- 周遊企画乗車券の設定

**地域住民**

- 観光地づくりへの理解
- 市民ガイドの実施

**宿泊施設**

- 個別施設の改善
- 品質保証の導入

**行政**

- 観光振興計画の策定・プロモーション等の観光振興事業
- インフラ整備(景観、道路、空港、港湾等)
- 文化財保護・活用
- 観光教育
- 交通政策
- 各種支援措置

**農林漁業**

- 農業体験プログラムの提供
- 6次産業化による商品開発

**飲食店**

- 「地域の食」の提供
- 多言語、ムスリム対応

地域一帯の魅力ある観光地づくり  
戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

**観光客の呼び込み**

【出典】観光庁

**観光集客実人員及び観光消費額の推移(横浜市)**

年	観光集客実人員(万人)	観光消費額(億円)
2016年	3,614	3,195
2017年	3,631	3,557
2018年	3,420	3,633
2019年	3,634	3,762
2020年	1,629	1,050

新型コロナウイルス感染症の影響で右肩上がりであった本市の観光消費額は大きく減少。

【出典】横浜市文化観光局記者発表資料(2021)

**横浜中華街**

**横浜マラソン**

**日本版DMOのイメージ**

内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携

**商工業**

- ふるさと名物の開発
- 免税店許可の取得

**交通事業者**

- 二次交通の確保
- 周遊企画乗車券の設定

**地域住民**

- 観光地づくりへの理解
- 市民ガイドの実施

**宿泊施設**

- 個別施設の改善
- 品質保証の導入

**行政**

- 観光振興計画の策定・プロモーション等の観光振興事業
- インフラ整備(景観、道路、空港、港湾等)
- 文化財保護・活用
- 観光教育
- 交通政策
- 各種支援措置

**農林漁業**

- 農業体験プログラムの提供
- 6次産業化による商品開発

**飲食店**

- 「地域の食」の提供
- 多言語、ムスリム対応

地域一帯の魅力ある観光地づくり  
戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

**観光客の呼び込み**

【出典】観光庁

# リモートワークに関する企業の取組例

## ●日本電信電話株式会社「リモートワークを基本とする新たな働き方の導入について」（令和4年6月24日発表）

NTTグループは、「住む場所」の自由度を高め、ワークインライフ（健康経営）をより一層推進していく観点から、リモートワークを基本とする新たな働き方を可能とする制度を導入します。

NTTグループは2021年9月28日に、分散型ネットワーク社会に対応した「新たな経営スタイル」を発表しました。その中で、with/afterコロナ社会においても、社員の働き方はリモートワークを基本とし、働き方を自由に選択・設計可能とすることでワークインライフ（健康経営）を推進する方向性を示しました。

これまで、リモートワーク制度・リモートワーク手当・スーパーフレックスタイム・分断勤務・サテライトオフィスの拡充等により、社員の「働く時間」や「働く場所」の自由度を高めてきたところではありますが、**ワークインライフをより一層推進するためには、「住む場所」の自由度を高めることが重要であるとの認識に立ち、このたび、新たに日本全国どこからでもリモートワークにより働くことを可能とする制度（リモートスタンダード）を導入**することとします。

こうした取り組みにより、転勤や単身赴任を伴わない働き方を拡大して参ります。

導入の範囲	国内の主要グループ会社※・全社員区分
適用対象	リモートワークを基本とする業務運営が可能な組織を「リモートスタンダード組織」とし、当該組織の社員を対象に適用 (制度開始当初は主要会社本体社員の約5割程度が対象と想定)
新たな働き方の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤務場所は「社員の自宅」とする（会社への通勤圏に居住する必要は無し）</li><li>・リモートワークと出社のハイブリッドワークを前提（出社時の交通費は支給）</li><li>・社員本人の希望や業務内容に応じ、個人単位での適用や適用除外も可能</li></ul>
実施時期	2022年7月1日より実施

※NTT、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、NTTコムウェア、NTTデータ、NTTアーバンソリューションズ、NTTファイナンス等

# リモートワークに関する企業の取組例

## ●LINE株式会社「LINE、新しい働き方『LINE Hybrid Working Style』を開始」（令和3年9月16日発表）（抄）

LINEグループでは、日本国内の従業員（正社員、準社員、契約社員、アルバイト、一部の派遣社員と業務委託社員を含む約5,000名）を対象に、暫定的な対応として、2020年6月よりオフィス勤務と在宅勤務を組み合わせた働き方に取り組み、チーム単位で在宅勤務を選択可能※2としております。また、昨今の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束後においても「従来の週5日オフィス勤務に戻る」という前提を置かず、より効率的に高いパフォーマンスを発揮し続ける働き方を検証してまいりました。この度、暫定的な対応を終了し、2021年10月※3より新しい働き方「LINE Hybrid Working Style」をスタートいたします。

※2：チームや部署毎に在宅勤務導入可否を判断し、緊急事態宣言/まん延防止策発令下においては、個人の希望による在宅勤務が可能です。

※3：適用開始時期は新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種完了が見込まれる10月開始を想定していますが、感染拡大状況によっては開始時期の延期ないしは適用範囲を一部に限定して開始する可能性があります。

「LINE Hybrid Working Style」では、チームとして最も高いパフォーマンスを発揮するために、組織や職種の特性に応じてオフィス勤務と在宅勤務を組み合わせたハイブリッドな働き方を維持し、在宅勤務や自宅以外での一時的なリモート勤務を可能とします。

現在、LINEグループの東京都内のオフィスに勤務する従業員のうち、1日あたりのオフィスへの出勤比率が平均25%、在宅勤務比率は平均75%で推移しておりますが、この状況に応じ、都内オフィスのフリーアドレス化、TV会議用の個室ブース数を6.3倍に増設するといったオフィスのアップデートを推進しております。また、新たな人事制度の整備、場所に囚われない働き方を実現するためのシステム導入等について、引き続きフレキシブルに対応してまいります。

### ■「LINE Hybrid Working Style」概要

- ・働き方は、出社を前提に置かず、各チームにて働き方のルールを作ります
- ・「月末や定例時は出社」など、チームごとのルールに則っての在宅勤務が可能です
- ・チームのパフォーマンスが最大化する働き方を推奨します
- ・居住地は、11:00までにオフィス出社が可能な範囲を推奨します
- ・会社が認めた場合などは、一時的に居住地以外に滞在しての勤務が可能です

# リモートワークの取組を見直す企業の例

## ●日本経済新聞電子版「ホンダ、原則出社に 国内全社で段階的に 今月上旬通達」（令和4年5月21日）

ホンダは本社部門や研究所などのオフィスで原則出社とする。これまでは新型コロナウイルス禍でテレワークなど在宅勤務の活用が主体だった。5月上旬に国内全社を対象に方針を通達しており、各職場の状況に応じて段階的に運用を切り替えてもらう。

ワクチン接種が進み感染の広がりが落ち着いてきたほか、電気自動車（EV）シフトなど変革期で事業を円滑に進めるために対面での働き方を重視する。

オフィスや研究所、工場など国内全事業が対象。出社を原則とするが、各職場で状況が異なることから段階的に柔軟に対応してもらう。育児や介護などで必要な場合は引き続き在宅勤務を活用できる。

ホンダはEVシフトを進めているほか、航空機やロケットなど新分野の事業開発強化を掲げている。社員の出社頻度をコロナ禍前の水準に戻すことで、社内のコミュニケーションを活性化し、事業成長に結びつける狙いだ。「強制でない。在宅勤務は必要に応じて活用を続ける」（ホンダ）という

## ●毎日新聞電子版「IT企業がなぜ「原則出社」回帰？クックパッド社が重視したこと」（令和4年7月1日）（抄）

リモートワークを続けるか、新型コロナウイルス禍前のように出社に戻すか――。

レシピ検索サービスを手掛けるクックパッド（横浜市）は、出社を原則とする働き方に戻した。リモートになじんでいるように思えるIT企業がなぜ、リアルな対面にこだわるのか。「『雑談』は物事を動かす原動力」と語る、国内事業の最高責任者である福崎康平・クックパッド執行役（31）に話を聞いた。【聞き手・宇田川恵/オピニオングループ】

在宅勤務は信頼関係なしでは困難

――コロナ禍の2021年5月、本社移転と同時に、在宅勤務から出社を原則とした働き方に戻しました。どんな背景があったのですか。

◆私たちが全従業員の在宅勤務を実施したのは、コロナの感染拡大が始まった20年2月だった。最も早くリモート体制を導入した企業の一つといえるだろう。そして在宅勤務を1年超続けた結果、分かったことがある。

在宅勤務は仕事の効率を上げたり、不要な会議を減らしたりと、確かにメリットはあった。やることがはっきりしている部門や、スキルセット（職種などによって必要とされる知識・能力）が明確なメンバーは成果も上がった。だが、新規事業などを開発するクリエイティブな仕事をしている部門では、この1年超の前半と後半でまったく異なる現象が生じた。前半は問題なかったが、後半は状況が変わった。

――どんな変化があったのですか。

◆前半は、既に対面で仕事をしてきた仲間同士の信頼関係ができていたので、この関係を前提としたリモートワークだった。一方、後半になると新しいメンバーがどんどん入ってきた。オンラインだけで新しいメンバーが会社のカルチャーを十分理解したり、既に働いていたメンバーたちと信頼関係を築いたりするのはそう簡単ではない。関係性がないまま仕事をしたことで、互いに遠慮し合っ

て、切磋琢磨（せつさたくま）しにくくなった。また、責任感のある人が膨大な仕事を抱え込んでしまうようになった。

（以下、略）

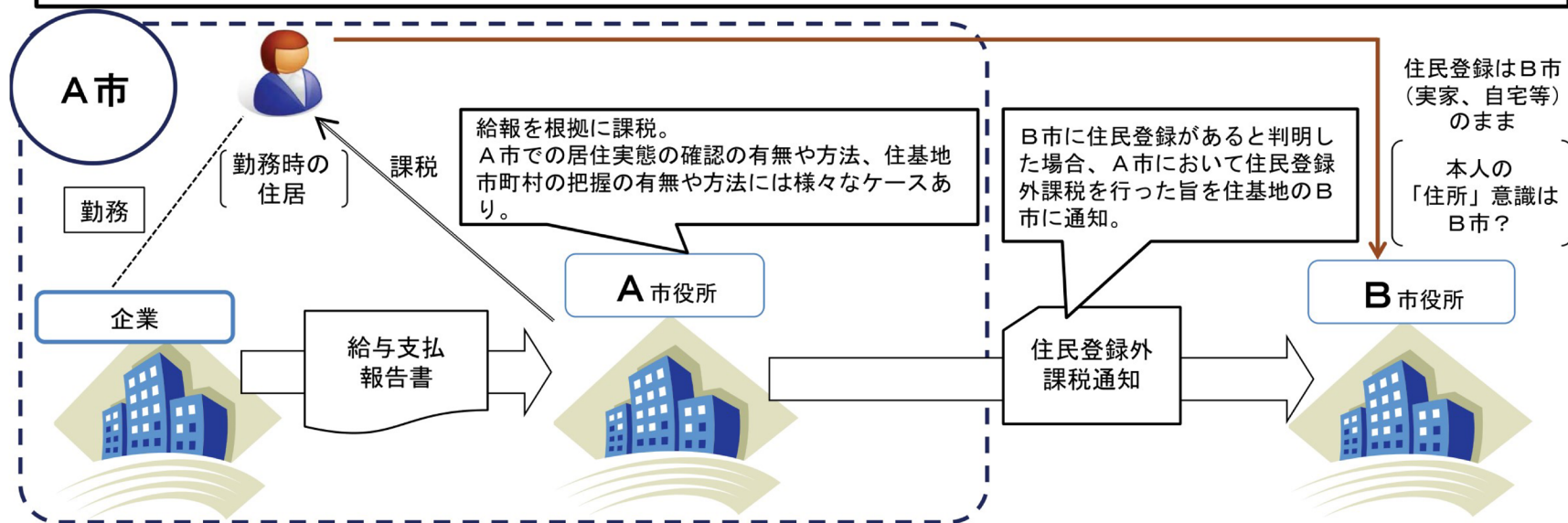
住民登録上、当該自治体に居住していない者  
に対する個人住民税の課税等について

# 個人住民税の住登外課税

## 住民登録外課税について

市町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課される。（地方税法第294条第1項）

ただし、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課することができる。この場合には、その者が現に記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に通知しなければならないこととされている。



### 地方税法第294条第3項

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

# 個人住民税の家屋敷課税

## 個人住民税の非住所地に係る均等割課税(いわゆる「家屋敷課税」)について

### 現行制度

市町村内に住所を有しない個人であっても、当該市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する者は、個人住民税均等割の納税義務を負う。

### (1) 納税義務者

- ① 道府県民税: 都道府県内に家屋敷等を有する個人で、当該家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- ② 市町村民税: 市町村内に家屋敷等を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者

### (2) 税率

- ① 道府県民税: 年額1,500円
- ② 市町村民税: 年額3,500円

※ 東日本大震災を契機として、緊急に地方団体が実施する防災の施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、標準税率が年1,000円(市町村民税500円、道府県民税500円)引き上げられている。

### (3) 非住所地に係る均等割課税(以下「家屋敷課税」という。)の対象

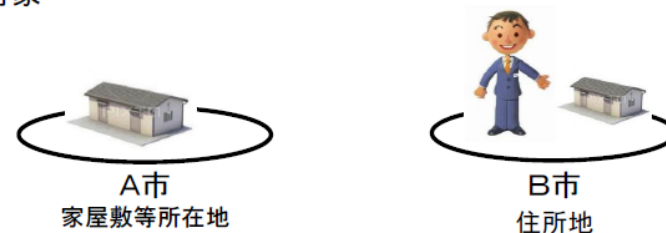
#### ① 事務所、事業所

事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、  
そこで継続して事業が行われる場所  
(自己の所有に属するものであるか否かを問わない。)

#### ② 家屋敷

自己又は家族の居住の用に供する目的で、住所地以外の場所に  
設けられた独立性のある住宅

※ 例: 単身赴任中に家族が住む住宅等



$$\begin{aligned} \text{均等割の額} &= \text{A市分 (家屋敷課税)} + \text{B市分} \\ &= 5,000\text{円} + 5,000\text{円} \\ &= 10,000\text{円} \end{aligned}$$

### 家屋敷課税の課税状況(令和3年度当初課税)

- (1) 納税義務者数: 218,844人
- (2) 税収額(推計): 約11.9億円

※ 令和3年度課税状況調の市町村民税の金額(7.7億円)を元に推計。

9

出典: 総務省作成資料

# 横浜市における家屋敷課税・住登外課税の状況

## ○ 住登外課税の状況（294通知の送信件数）

	件 数	備 考
横浜市 から送信	8,475件（令和4年度）	非課税者含む。 当初課税時にシステム出力された件数のみ。
他市区町村 から受信	3,848人（令和3年度）	非課税者含む。 令和3年度の総受信件数（過年度分含む）。

## ○ 家屋敷課税の状況（令和3年度）

	件 数	金 額	備 考 (標準税率ベース)
横浜市	5,454人（2.5%）	23,998千円（3.1%）	19,089千円
全 国	218,844人	770,696千円	766,092千円

※カッコ内は全件に占める割合

出典：令和3年度課税状況調より作成



住民登録上、当該自治体に居住していない者  
に対する個人住民税以外の主な課税等について

# 固定資産税・都市計画税①

## 固定資産税の概要

- 固定資産税は、シャープ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目。

区分	固定資産税
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1億8,042万筆、家屋：5,880万棟)
2. 課税主体	全市町村（東京都23区内は東京都が課税）
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地：4,122万人、家屋：4,192万人、償却資産：466万人)
4. 課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え（令和3年度が評価替え年度） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却
5. 税率	標準税率 1.4%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税収	9兆1,988億円（土地3兆4,853億円、家屋3兆9,578億円、償却資産1兆7,556億円）

- ※1 税収以外のデータは、令和2年度実績。
- ※2 固定資産税の制限税率（2.1%）は、平成16年度の改正により廃止。
- ※3 税収は令和元年度決算額。

出典：総務省作成資料

## 固定資産税・都市計画税②

### 都市計画税の概要

- 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税するもの。
- 都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられる。

区分	都市計画税
1. 課税客体	原則として市街化区域内の土地及び家屋 (土地：4,240万筆、家屋：3,017万棟)
2. 課税主体	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数 645団体／市町村総数 1,719団体 ※3)
3. 納税義務者	土地又は家屋の所有者 (土地：2,208万人、家屋：2,750万人) ※ 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる
4. 課税標準	価格（適正な時価）
5. 税率	制限税率 0.3%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税収	1兆3,177億円（土地7,060億円、家屋6,117億円）

※1 税収以外のデータは、令和2年度実績。

※2 税収は令和元年度決算額。

※3 課税市町村数・市町村総数は令和2年4月1日現在のものであり、東京都特別区は1団体として計上。

出典：総務省作成資料

# 法定外税

## ○ 静岡県熱海市「別荘等所有税」

(熱海市ウェブページより)  
「別荘等所有税とは」

熱海市では、昭和40年代の後半より自然環境や立地条件の良さから一戸建別荘やリゾートマンションの建設が相次ぎ、現在まで、10,000戸余りが建設されております。このことにより、生活関連施設（ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備）や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備など行政需要が増大することとなりました。

これらの経費の一部を応分に負担して頂くため、総務大臣の同意を得て昭和51年より別荘等所有税を課税しております。

課税団体	静岡県熱海市
税目名	別荘等所有税（法定外普通税）
課税客	主として保養の用に供する家屋又はその部分等（以下「別荘等」という。）
課税標準	別荘等の延面積
納税義務者	別荘等の所有者
税率	1平方メートルにつき 年額 650 円
徴収方法	普通徴収
収入見込額	(初年度) 529,796 千円 (平年度) 528,180 千円
非課税事項	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区
徴税費用見込額	年間約 17,217 千円
課税を行う期間	5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

出典：総務省『静岡県熱海市「別荘等所有税」の更新』令和3年3月16日 資料

# 地方消費税

## 地方消費税の概要

項目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者	
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	～令和元年9月:	63分の17(消費税率換算 1.7%) 国の消費税とあわせて 8%
	令和元年10月～:	78分の22(消費税率換算 2.2%) 10%
	<軽減税率対象>	78分の22(消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%
6. 税 収	47,955億円(令和元年度決算額) ※令和3年度地方財政計画額:57,496億円	
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)	
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算	
	指 標	ウエイト
	①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)
	③「人口(国勢調査)」	50%(1/2)
9. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付	
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)	
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 令和元年10月 税率63分の17(消費税率換算1.7%)から78分の22(消費税率換算2.2%)に引上げ	

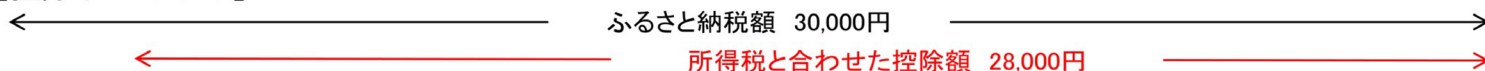
出典：総務省作成資料

# ふるさと納税(寄附金税額控除)

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

※ 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、ワンストップ特例制度(給与所得者等の寄附者が、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組み)を創設

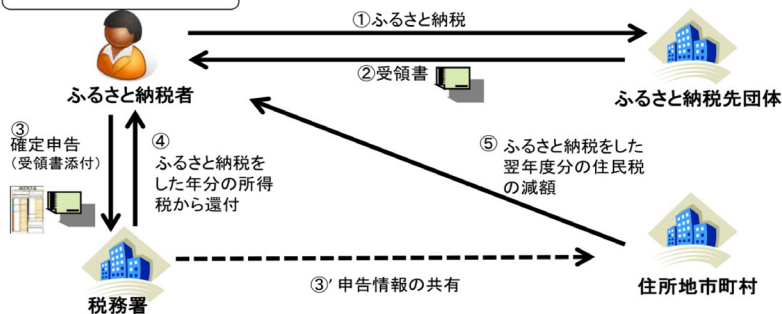
## 【控除イメージ(※1)】



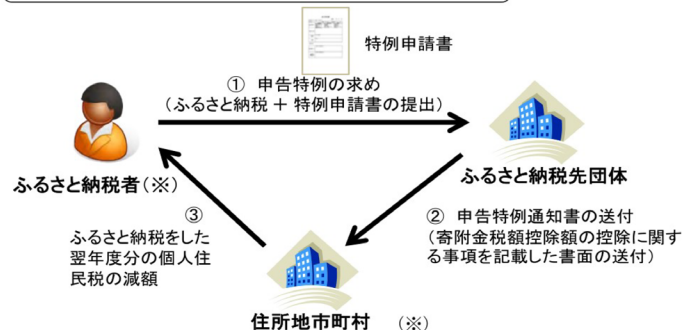
適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減(※3)	【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3)	【個人住民税】 税額控除(特例分)
2,000円	(30,000円-2,000円) × 20%(※2) = 5,600円	(30,000円-2,000円) × 10% = 2,800円	(30,000円-2,000円) × (100%-10%-20%(※2)) = 19,600円
			所得割額の 2割を限度

※1 年収750万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。  
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。  
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

## 手続(原則)



## ワンストップ特例が適用される場合



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

(※)  
 ・確定申告が不要な給与所得者等が対象  
 ・5団体以内のふるさと納税の場合

出典：総務省「令和3年度第1回個人住民税検討会(令和3年8月2日開催)」資料